

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年10月12日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年10月12日 火曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後4時32分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情第26号、第45号、第50号、第74号、第79号、第80号、第86号、第117号、第124号、第140号、第149号、第150号、第151号、第157号、第165号から第167号まで、第171号及び第181号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 渡嘉敷 喜代子 さん
副 委 員 長 桑 江 朝千夫 君
委 員 吉 元 義 彦 君
委 員 仲 田 弘 毅 君

委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	山内末子さん
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
文化環境部環境企画統括監	金城康政君
環境政策課長	安富雅之君
農林水産部農漁村基盤統括監	知念武君
土木建築部土木整備統括監	当間清勝君
教育庁文化課長	大城慧君
警察本部刑事部捜査第一課長	高嶺隆喜君
警察本部交通部長	北川秀行君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外39件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手

納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長、警察本部刑事部捜査第一課長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外39件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続33件、新規7件となっております。それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審査となっている請願及び陳情33件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更のあったところを説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願につきまして、処理概要の記の3の5行目以降を御説明いたします。

3、防衛省が2007年2月に名護市に示した名護市案比較検討資料を公開させるとともに、普天間で危険なものは辺野古でも危険だということを県議会として検証することにつきましては、県は政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておりません。

県としては、このような状況にかんがみ、政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

資料の9ページをごらんください。

陳情平成20年第88号「高江区周辺域におけるヘリパット建設中止と計画撤回」の決議を求める陳情につきまして、処理概要の15行目以降を御説明いたします。

東村及び高江区は、本年7月20日、進入回避標識灯の設置などを沖縄防衛局に要請したところ、沖縄防衛局は8月30日に、標識灯については設置箇所等を検討する、米海兵隊は住宅地等の上空はできるだけ回避するとしている等の内

容について、回答を行ったとのことでもあります。

次に、資料の10ページをごらんください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続き及び「環境現況調査」並びにキャン・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情につきしては、請願平成20年第1号と変更部分が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の14ページをごらんください。

陳情平成20年第102号沖縄の米軍基地再編・新基地建設に反対する陳情につきましては、請願平成20年第1号と変更部分が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の19ページをごらんください。

陳情平成21年第46号「米軍再編協定」（「在沖米海兵隊のグアム移転に関する協定」）に反対する意見書の採択を求める陳情につきましては、請願平成20年第1号と変更部分が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の23ページをごらんください。

陳情平成21年第82号在沖縄米海兵隊のグアム「移転」に関する協定及び新基地の建設に反対する陳情につきましては、請願平成20年第1号と変更部分が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の48ページをごらんください。

陳情第79号F15戦闘機のミサイル模擬弾安定板の落下に対する陳情につきまして、処理概要の記の1、2の10行目以降を御説明いたします。

なお、米軍からは、事故後、すべての訓練用模擬ミサイルから安定板を取り外す措置をとり、原因究明のための安全調査を行ったが、その結果については公表はできないとの回答がありました。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の60ページをごらんください。

陳情第151号米軍ヘリコプターの松田区布流石原海岸不時着に対する陳情につきましては、処理概要が陳情第124号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の61ページをごらんください。

陳情第157号米軍大型トレーラーによる事故に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

去る7月30日に発生した米軍大型トレーラーによる物損事故について県は、沖縄防衛局からの第一報を受けて、直ちに沖縄防衛局、宜野座村役場等への情報収集を行うとともに、当日の午後に職員が直接事故現場に行き、状況の把

握に努めたところであります。

事故は、運転していた海兵隊員が、大型トレーラーで現場を走行するのが初めてであり、道路の上にせり出していた松の木に気づかずに接触し、近くの街灯とともになぎ倒したものであります。

県では、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えていることから、これまで交通安全教育を徹底し、交通関係法令を遵守するなど、交通安全対策を求めてきたところであり、今後も実効性のある再発防止策が講じられているか、見きわめていきたいと考えております。

次に、63ページをごらんください。

陳情第165号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えており、原子力潜水艦の寄港に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、64ページをごらんください。

陳情第166号速やかな普天間基地の閉鎖を求める陳情につきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の1、2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の65ページをごらんください。

陳情第167号F A 18戦闘攻撃機等外来機の大量飛来に抗議し、爆音被害の解消に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、F A 18戦闘攻撃機など外来機の嘉手納基地への飛来をやめ、訓練を即時中止することにつきましては、処理概要が、陳情第80号の記事項1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、大量殺傷兵器クラスター弾の使用を中止し、即時撤去することにつきましては、処理概要が陳情第86号の記事項2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、騒音防止協定を厳守し、騒音被害の解消策を確立することにつきましては、県はこれまで、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら、基地周辺における騒音測定を継続して実施するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであります。

しかしながら、嘉手納飛行場の周辺においては、依然として環境基準を超え

る騒音が発生しており、また、深夜・早朝の騒音は、周辺住民の生活に著しい影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県は、去る9月14日に、平成21年度の航空機騒音測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用と、同規制措置の運用状況を県及び周辺市町村へ報告すること等を求めたところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

5、嘉手納基地の負担軽減を確実に実施し、機能強化をやめることにつきましては、処理概要が陳情第80号の記事項2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の67ページをごらんください。

陳情第171号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、ホワイト・ビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと、2、米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすことにつきましては、処理概要が陳情第165号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、日米地位協定の抜本的改定を行うことにつきましては、処理概要が、陳情平成20年第102号の記4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の68ページをごらんください。

陳情第184号「普天間」代替基地の規模が巨大化するに至った経緯の解明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、県は普天間代替基地の規模が巨大化するに至った経緯をどのように認識しているのか説明すること、2、県はSACO中間報告から最終報告に至る経緯の詳細－大規模化をもたらした要因等を解明することにつきましては、普天間飛行場については、平成8年4月の沖縄に関する特別行動委員会－SACOの中間報告で、県内における十分な代替施設が完成した後、5年ないし7年以内に全面返還することが合意され、これを受け、日米両政府の具体的な検討作業が開始されました。

平成8年9月に、日米両政府はSACO現状報告を行い、その中で3つの具体的代替案、すなわち、1、ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、2、キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、3、海上施設の開発及び建設について検討を進めることが確認されました。

平成8年12月のSACO最終報告では、日米両政府は普天間飛行場の5年ないし7年以内の全面返還に最終合意するとともに、沖縄本島東海岸沖への代替海上施設の建設を追求することとしました。

なお、普天間代替基地の規模が巨大化するに至った経緯及びSACO中間報告から最終報告に至った経緯の詳細については、県は承知しておりません。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情40件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政環境企画統括監。

○金城康政環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

文化環境部関連の請願は継続1件、陳情は継続11件、新規1件となっております。

初めに、継続審査となっている請願及び陳情につきまして、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の65ページをお開きください。

陳情第167号FA18戦闘攻撃機等外来機の大挙飛来に抗議し、爆音被害の解消に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記事項4の航空機排気ガス等悪臭の住民地域への流入除去の具体策を講じ、米軍環境管理基準を公表することであります。

県は、去る9月14日に、沖縄防衛局等に米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行ったところであります。

沖縄防衛局の対応としては、海軍駐機場を嘉手納町側から米軍の住宅地側へ移転することについて、現在、実施設計を行っており、できるだけ早く移転を実現したいとのことであります。

県としては、航空機排気ガス等悪臭について、引き続き嘉手納町と連携し、国の動向も踏まえ、周辺住民の負担軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、日本環境管理基準－J E G Sの公表について、去る7月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて県が国へ照会したところ、日本環境管理基準の原文については既に公開されており、環境省図書館等で閲覧可能であるとのことです。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農漁村基盤統括監。

○知念武農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。

その2件とも処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願います。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木整備統括監。

○当間清勝土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の30ページをお開きください。

陳情平成21年第125号の記事項4と5が土木建築部所管でございますが、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願います。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧文化課長。

○大城慧文化課長 ただいま議題となっております教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件で、陳情は継続1件でございます。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6の処理概要につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業にかかるアセス手続き及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部捜査第一課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

高嶺隆喜刑事部捜査第一課長。

○高嶺隆喜刑事部捜査第一課長 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会関連の陳情となっております陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針であります。前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部捜査第一課長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

北川秀行交通部長。

○北川秀行交通部長 公安委員会関係の陳情となっております陳情第157号米軍大型トレーラーによる事故に関する陳情について、御説明いたします。

本件は、本年7月30日、金曜日の午前1時15分ごろ、宜野座村字惣慶在の宜野座村道－惣慶中央線において、在沖米海兵隊所属の大型軍用車両－トレーラーがキャンプ・ハンセン演習場から国道329号向け進行中、トレーラー積載のコンテナが道路左側に植栽されている松の木の道路上にせり出していた枝に接触し倒壊させ、さらに倒壊した松の木が街灯に接触して、その街灯も倒壊させたものであります。その際、他の松の木の枝も折損させた事案であります。

県警察では、憲兵隊からの通報を受け、所轄警察署員が現場臨場し、在沖米海兵隊のキャンプ・ハンセンに所属する当時32歳の上等兵の男性運転手等からの事故状況に関する事情聴取及び被害状況の確認等所要の捜査の結果、運転手が進路の安全を確認しないまま進行したため事故が発生したことが判明しました。

なお、同事故は物件事務として処理しております。

米軍に対する交通事故防止に向けては、これまで米軍に対し交通ルールの遵守、交通安全運転教育の充実徹底、車両の整備点検の周知徹底の要請のみならず、米兵等に対する交通安全教育も実施しており、引き続き再発防止対策を講じてまいります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 請願・陳情説明資料の55ページ、継続の陳情第140号米軍ゴルフ場での日本人利用禁止の対策に関する陳情ではありますが、沖縄県ゴルフ

事業連絡協議会から出された陳情について、伺わせていただきます。まず、現状をどう認識しているか。現状は大体おわかりですか。泡瀬ゴルフ場の代替施設として供用開始になったのがいつで、タイヨーゴルフクラブの日本人利用者の数とか、おおよそで構いませんがお願いします。

○又吉進知事公室長 タイヨーゴルフクラブにつきましては、前回の米軍基地関係特別委員会でお答えしたのですけれども、日本人の利用の実態ということなのですが、従来と同様に日本人でも利用が可能であればさせるということですが、日本人のみのパーティーの9割以上が軍雇用員または名誉会員ということで、一般のいわゆる軍雇用員でも名誉会員でもないパーティーが利用できるかということにつきましては、本来の利用対象者のプレーに支障がないと判断できればプレーさせるとの回答でございます。ただ、何名ぐらいがやっているかということにつきましては、ちょっと公表が控えられているようです。これは、1つ税の関係という説明をされておりますが、非公表ということで説明を受けています。

○桑江朝千夫委員 現実には、泡瀬ゴルフ場があった当時から、日本人の利用はあったと見ております。そのころから要請があったという記憶は余りないのですけれども、この泡瀬ゴルフ場が返還されタイヨーゴルフクラブがオープンしてから、沖縄県のゴルフ場が相当な打撃を受けている状態になったということでこういう陳情が出たのかもしれませんが、ここは1プレー幾らの料金でやっているのですか。

○又吉進知事公室長 タイヨーゴルフクラブですけれども、利用料金は1プレーで8000円と聞いております。

○桑江朝千夫委員 この施設側—米軍側も当然、利用規程というものは持っていて、先ほど説明があったように、ゲストでなければならないということですが、それ以外にも実際に日本人だけでやっているグループがあると。こういったことをさせている米側—この施設側がそういったことを許すというのか、プレーしても構わないという理由はどこにあるのですか。目的があるのですか。

○又吉進知事公室長 厳密に言いますと—まず県の立場から言いますと、そういうことはさせるべきではないと。税の関係なのですが、やはり日米地位協定上、施設の管理権といったものは、これは米側にあるわけございまして、あ

る程度米側の裁量でそういうことができるのであろうと想像されるのですが、厳密にどういう規定になっていて、日米両国でどういう話し合いや調整が行われたのか、どういう見解かについては、現時点では把握しておりません。

○桑江朝千夫委員 県側としても、やはり法令遵守を求める、いわゆる税がかからない脱税行為であると書かれているのですが、そのように見ているとの回答だったと思うのですけれども、改めてどうですか。

○又吉進知事公室長 本来、県としましては、徴収すべきであるゴルフ場利用税が全く課せられないということにつきましては、周辺の民間のゴルフ場への打撃も含めまして、これはあってはならないということで、日米地位協定見直しの11項目の中にこれを明記して、これをさせないように、許可しないように求めているところでございます。

○桑江朝千夫委員 タイヨーゴルフクラブも私は行ったことがないのですが、米軍基地の中は普通は入れないですよ。やはりゲストとしてパスを持っている人と入っていく、特別な許可がない限り入れないわけですよ。しかし、このタイヨーゴルフクラブも知花ゴルフ場もフェンスに囲まれてはいるのですが、自由に入出入りができる、その状況をどうお考えですか。

○又吉進知事公室長 これはまさに日米地位協定第3条ですか、管理権を米側が持っているということで、いかようにも許可等については米側の裁量に任されているわけでありまして、そもそもゴルフ場の管理の問題と、これを使わせる問題も含めて、そのあり方については非常に問題があると考えております。

○桑江朝千夫委員 県としては一ちょっとわかりやすく整理させてもらいたいのですが、かなり問題はあるが米側の運用次第だから、決してこれはいいことではないものの、向こうの権利であり向こうがやってもいい、やらなくてもいいということだから、さらに基地内であるからしようがないというような感じなのかな。

○又吉進知事公室長 県の権限が及ばないということです。そういう認識なのですけれども、当然これは正していくべきだと考えておりまして、要請はしているわけです。

○桑江朝千夫委員 最後に、今正していくということですが、どのような方法で正していくのでしょうか。

○又吉進知事公室長 先ほど申しあげましたように、日米地位協定第15条関係の中で、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記していただきたいということを強く訴えているわけです。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第151号の宜野座村松田区へのヘリコプターの不時着ということですが、前もキャンプ・ハンセンやキャンプ・シュワブ、北部訓練場にヘリパッドが約50カ所余りあるという中で、後の東村高江の件にも関係しますけれど、この普天間飛行場所属のヘリコプターの事故がかなり死亡事故も含めてあったということが明らかになっていきますけれど、こういう形でヘリコプターの不時着が起こるといことは、私は極めて危険ではないかと。そういう面で、普天間飛行場だけではなくて、やはり沖縄県全体が極めて危険な、いつ落ちるかわからないという、そういう状況にあると考えると、この問題に対しては宜野座村の皆さんだけではなく、大変心配することではないかなと。それからこの陳情では、普天間飛行場の代替施設の移設はさらに宜野座村松田区民を危険にさらすこととなり断じて許せないということで、移設にも反対ということになっておりますけれども、このヘリコプターの事故について、こういう不時着の問題についても、極めて危ないという今の実態を示すものだと思いますけれども、その認識はどうですか。

○又吉進知事公室長 ヘリコプターの事故を含めまして、事件あるいは航空機事故といったものは一件たりともあってはならない。これは当然のこととございまして、このために現在、駐留するヘリコプター部隊も含めまして、米軍は徹底した安全管理を行うべきだというのが県の基本的な考えです。

○前田政明委員 普天間飛行場の撤去、閉鎖、返還に関する流れの中で、先ほどありました県外移設一陳情平成21年第46号以降に関係するところに、日米共同発表の見直しと普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えておりますと本会議でも述べておりましたけれど、この関係で皆さんの基本的な見解が述べられた中で、陳情の全体に関する考え方というものは、余り変

わっていないのではないかと思うのですけれども、普天間飛行場の県外移設を求めると、それから日米共同発表の見直しを求めるということですのでけれども、処理概要についてはほとんど変わらない記述になっていると思いますが、これはどうしてですか。

○又吉進知事公室長 ほとんど変わらないといえますか、非常に基本的な部分で、本会議で知事が申し上げたように、日米共同発表を見直して代替施設を県外に求めるといった方針を示したわけですが、やはりそれに至る経緯があったわけでございまして、そもそも県政としましては、かつて代替施設を名護市辺野古に移設することは、苦渋の選択を持ってやむを得ないと言っていた。しかしながら、本会議で何度も申し上げておりますように、政権交代後の経緯があってこういうことになったということですので、過去の経緯をしっかりと踏まえたと上で、今回こういった方針に至ったということでございます。

○前田政明委員 繰り返しますが、県外移設を求めるといふことと、県内移設反対と言わないこと、その違いというものは何ですか。もう一回、ちょっとこの辺がなかなか理解できない。

○又吉進知事公室長 これは、本会議で知事が何度も説明した限りなのですのでけれども、やはり去る5月の日米共同発表につきましてはまことに遺憾で、移設案を受け入れることは極めて厳しいと申し上げてきたと。その上で、名護市長選挙あるいは県議会の意見書可決、県民大会などの動き、さらにその後の県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であるとずっと申し上げてきたわけなのですが、この間、政府に対し県民に納得いく説明と解決策を示すように求めてきたわけですが、それが依然として得られていない中で、県外へ移設することを求めていくという結論に達したわけでございまして、その経緯を含めまして、現時点では県外移設を求めるといふことを申し上げているわけでございます。県内移設に反対するとはあえて申し上げていないということでございます。

○前田政明委員 だから、その違いというものは何ですか。

○又吉進知事公室長 県内移設は事実上不可能と考えているわけでございまして、県外移設を求めるといふことに尽きるということでございます。

○前田政明委員 僕は県民の思いを踏まえて、知事も県議会も県民もやはり県内移設反対と明確に述べるのが、実質的にはその代替施設を含めて不可能になるだろうし、そういう面では、やはり世界一危険な普天間飛行場は、これは返還する以外にないというような方向に一祖国復帰の際のいわゆる三大選挙ではないのだけれど、やはり県民の明確な意思として伝わるのではないのかなと。そういう面では、仲井眞知事がそこまでこの県外移設を求めるということであれば、県民の総意に立って、県内移設反対ですと、基地は不可能というよりも受け入れませんと、主体的に意思表示をすることと、もう一つは今の県外移設というものは、いろいろやったけれども結果的には仕方なかったと、そういう面をやむを得ないですねというような、1つの苦渋の選択の余地がいろいろな条件のもとで示されてくると、だから県内移設反対ということは、主体的にやはり沖縄県の立場からすれば、もう認められませんよという意思表示になると思うんですよね。ところが県外移設というものは、いろいろと県外移設ですよと求めるけれども、しかし客観的には連立政権の中でもいろいろ探して、結果的にはないということになるから、そういう面では、主体的に明確に意思表示として反対だという立場が、やはり普通は県知事としてはしっかりと不可能を実現するということになるのではないかなと。だから、本当に市民、県民の皆さんから何が違うのかと、何で知事ははっきり県民と同じ気持ちにならないのかということがあって、私はやはりみずからの意思として表明できないところに、日本政府は、いやいや知事は反対ではないのだと、まだ条件次第では飲み込む一受け入れる余地があるのだと思われないかなと。だから、県内移設反対ということを主体的に表明するのと、県外移設を求めるというものは一要するに相手頼みというのか私は知りませんよ、ただ、私は県外移設を求めたのですと、普天間飛行場の閉鎖・返還、危険性の除去と同じような他力本願的な言葉の違いかなと思うのですが、そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 知事が本会議で答弁していることは、県内移設反対という現状から見ると、事実上不可能になった県内移設の中での知事の思いという発言は、県内移設反対という趣旨や思いと同じようなものであるという発言もしております。しかしながら、今県が求めているものは、政府からの納得のいく説明でございまして、その説明がまだないという中で、県としては政府に対して県外移設を求めるという立場で対しているということでございます。

○前田政明委員 今、そのように逃げるのですけれども、結果的には政府から納得のいく説明といっても、これは納得のいくというものは主観的なあれで、

要するに本会議でも言ったけれども、大臣やほかからあつていろいろと話をしているけれども、自分は納得しないのだと。何が納得しないかという基準はないまま納得いかないという形であるということは、私はそのところは、日米共同発表に示されているような方向で決定されているわけだから、そこで十分説明になっていると思うんですよね。要するに、5月28日の日米共同発表で、もう名護市辺野古崎地区に基地をつくるのだということは明らかになっているわけだから、納得のいく説明というものはもう一回、具体的に何が今足りないのですか。どういうところが足りないのか。

○又吉進知事公室長 これも、本会議で何度か知事が答弁したと思うのですが、つまり政権交代後、最低でも県外ということで県民は大変期待をして一県も同様でございますが、それは県外にまさるものはないわけでございます、そういったことを打ち出してその作業に入ったはずの政府において、結果的に5月28日に名護市辺野古に舞い戻ってきたということで、これはいわゆる政権の方針として、内閣総理大臣もあそこまでおっしゃって、それがなぜ返ってきたのだという説明は、実はなされていないわけでございます。そういう意味での納得のいく説明ということでございます。

○前田政明委員 鳩山前内閣総理大臣も菅内閣総理大臣も説明していますよね、これまでは海兵隊の抑止力ではないと、沖縄県にはなくてもいいと2人も言っていた。ところが、学んでみたら沖縄県の海兵隊は抑止力だと、だから日米同盟で必要だという立場をそれぞれ国会でも述べているんですよ。知事も、日米同盟は大事だと。そういう面では、皆さんも抑止力は必要だという形で一だからそこは公式になぜ変わったかと。それに対しては、とんでもないと、沖縄県の事情を知らないのかとか、そんなことで内閣総理大臣の資格があるのかとか、いろいろ議論はあるとしても、要するに、今まで抑止力ではないと思っていたが、ところがいろいろと政権についてみたらこれは抑止力だと、だから沖縄県によろしくというものがこの間の流れでしょう。だから、納得いかないとすると、後は県民とともに何を言っているのかとなるのだけれど、そういう面ではきちんとしたそのような国会答弁も含めて、大臣も来たのに、あなた方はどうして抑止力で沖縄の海兵隊の存在を認めたのかと、これはけしからんと、私はそういう立場ではないですよと知事が言うのならまだしも、そうですか、認識は一致しましたねと、日米同盟賛成、アメリカの海兵隊は、皆さんの立場で一県議会の答弁を見ると抑止力で必要だと。そういう面で、民主党政権の鳩山前内閣総理大臣も菅内閣総理大臣も、アメリカと同じ共通認識になったと。

そういう面で、沖縄県が移設先に合意しようが何しようが、日米同盟を忠実にやっていきますと、これが今の政府でしょう。そのどこが納得いかないのですか。

○又吉進知事公室長 今の前田委員の御質疑の中で、つまり抑止力論と沖縄県内にこの代替施設をもってくるという議論につきましては、まさにそこが説明が足りないところでございまして、8月の月上旬に福山官房副長官、瀧野官房副長官がお見えになって、日米共同発表に対する説明ということで時間をとっていただいたのですけれども、その中でも日米共同発表はこうなりましたと、政府は必要と認めましたのでこうなりましたのでよろしくというわけではないのですが、そういった説明だったわけです。これに対しては、全く納得はしていないわけです。つまり、今おっしゃった抑止力が必要だから、一たん県外と言っていた代替施設が、自動的にまた名護市辺野古に舞い戻ってくるという説明には全くならないわけでございます。そういう意味では、今委員がおっしゃったように、知事はそこは納得がいけないということは明確に申し上げているわけでございます、県議会でもその意味で申し上げたということです。

○前田政明委員 これはいろいろな書物にありますけれども、やはり鳩山前政権もそれから民主党の小沢前幹事長の主張も、このままでは日米同盟すなわち普天間飛行場問題でとんでもないと。そういうことで、アメリカは菅政権を支援する、財界も菅政権を支援するというを一民主党の代表選挙の中でも珍しく社団法人日本経済団体連合会の代表が発表したと。その背景は、やはりこのままでは日米同盟が危ないという危機的な状況のもとで、いろいろな報道によると、菅内閣総理大臣が明確に5月28日の日米共同発表に基づいてやっていくということで落ちついたとーそれは別にしても、私が言いたいのはやはりそういう面では、仲井眞知事が言っていた見解に、この菅政権も民主党政権も抑止力論では一致しているのではないかと。それは、とんでもないと思いますよ。ただそういう面で、私は県外に求めるということは、県民の世論の中で県政が1つハードルを上げたという面では、僕はこれは沖縄県民にとってみたら大変いいことなのですよ。そしてやはりもう一つ求められることは、県内移設反対ということを知事が明確に述べることによって、実質的にこの普天間飛行場の問題というものは、県民総意になるんですよ。だからそのところが、私はいろいろな政党云々は別にしても、沖縄県民の広い意味で求められている立場を、今はやはり仲井眞弘多知事が、県内移設反対という形で県民総意の先頭に立つことによって、実質的に名護市辺野古への移設断念、そして普天間飛行場はや

はり返さなければいけないという、そういう状況まできていると思うんですよ。だからそういう面で、県外移設を求めるということは、県内にそれをつくらせないという意味で、県民世論の1つの方向として、1つの県民の運動の力だと思っただけけれど、もう一歩そこに踏み込むべきだなと思いますけれど。ただ具体的に、それで前にもやりましたけれども、陳情第149号の—さっき県外移設ということを行いながら、処理概要では変わりませんよと言いましたよね。僕は、本会議でもやりましたけれども、特別採捕許可申請ね、やはり納得いかないんですよ。知事公室長にお聞きしますけれども、名護市辺野古に代替施設をつくるための実務的な行程はどうなりますか。その環境アセスメントの手続が終わって、公有水面埋立免許の申請がくると。この辺の行程といいますか、流れとしてはどうなりますか、日程とかその期間の問題とか。

○又吉進知事公室長 これは一般論としましては、環境アセスメントにつきましては、手続が進めば環境影響評価書が出まして、その上でこの案がどうなるかわかりませんが、埋立申請といったものが予想されるわけですが、ただ改めて申し上げますが、県としては現在、県内に一名護市辺野古にこの現在の日米共同発表の示された案が実現されることは極めて厳しいと、事実上不可能だと考えておまして、そういう具体的なスケジュール等を議論する段階にはないと考えています。

○前田政明委員 連立政権の中で、去年の11月に県民大会もあって、年内決着は無理だというときに合意があって、普天間飛行場の建設費は予備費で置くと、それから環境アセスメントの手続を進めると、そしてこの移設先を一緒に探すと、3つの合意がこの連立政権の中でやられていて、そういう面では、知事も一時期は受け取らないと、だめだと、何で環境アセスメントの手続があるのですかと、納得いかないと言っていましたね。これはまともだと思うのですよ。ところが、要するに実務的にはさっき言ったように、環境アセスメントの手続が環境影響評価書を含めて終わったら、次は公有水面埋め立ての免許申請というものがやられるわけでしょう。要するに、その環境影響評価書まできて、あとはこの評価書に対して知事ができる意思表示というものは、どんなものがありますか。

○金城康政環境企画統括監 今環境アセスメントのほうのあれですけれども、法と条例による手続がありますけれども、埋立事業については法の手続になりますけれども、環境影響評価書が作成されて、それは土木建築部—埋立事業の

所管のところ一許認可のところは環境影響評価書がいて、90日以内に意見を出すということになりまして、その際に許認可権を持っている土木建築部のほうから、我が文化環境部のほうに意見照会が来るだろうと。そういう中で、その環境影響評価書について我々のほうで審査云々をして意見を出して、それと公告縦覧がまた1カ月という形になって、最終的には、その環境影響評価書の補正があるかどうかは別なのですけれど、そういう手続が終わりましたら、実際の許認可のほうにいく形になります。

○前田政明委員 環境影響評価書のときに知事意見として、これはもう埋め立てを一要するにこの環境アセスメントのいろいろなものを含めて、代替施設はやめるべきだと、そういう知事意見は出せますか。

○金城康政環境企画統括監 環境保全上の問題で、この影響を軽減するという立場で知事意見というものを我々は出すわけですけども、最終的に環境サイドのほうの立場からして、環境アセスメントの手続上の中からは、事業をやめなさいという内容にはなっていないとか、環境アセスメント自体がその手続法でありまして、そういった事業を進める中で、より環境に影響の少ない手法をとっていくという中で意見を述べるということですので、そういう中では、事業をやるべきではないという話にはならないかと思います。

○前田政明委員 そうですね。ですから、私は6月3日の特別採捕許可申請書に対する許可について、やはり現況調査はこの環境影響評価法に基づくものでもない。我々に言わせれば、極めて不当な一この環境影響評価書を出す段階からこの事業の設計図としての役割を果たしていない。そういう流れの中で、極めて不十分な一皆さんはこれは毎年許可しているものだと言っているけれども、実質的にはこの環境アセスメントの手続について、知事にはほとんど権限がない。できることは何かといたら、やはりさっき言った特別採捕許可申請については知事独自の権限だと。そして、それはいついつまでに許可を出さなければいけないという期日もないと。それで、前にもここでやりましたけれども、名護市は基本的に基地建設につながるような手続には応じたくないということで、書類を受け付けてはいるけれども、今なお慎重に議論をして、名護市辺野古の漁港だとかその他の周辺の調査というものには、まだ許可は出していないわけでしょう。そういう面で、本当に不可能だとか反対だと言うならば、知事の権限を活用して、この環境影響評価書に至る、または彼らがやろうとしている不当な、こういう基地建設を進めるための調査活動が、その特別採

捕許可で試験研究の目的と同じように、水産資源の保護培養とか、そういうものに準ずるような形でやること自体がおかしいのではないかと。だから、ここはどうしても説明がつかないのですよ。要するに、基本的な考え方は県外移設を求める、不可能ですと言いながら、極めて実務的には名護市辺野古に基地をつくるための具体的な推進、これに知事の権限を活用しないで積極的に協力をしているということは、これは知事公室長、本当にさっき言った基本的な見解が変わったにもかかわらず、なぜ処理概要がこのような実務的な対応になるのですか。これは全く理解できませんよ。

○又吉進知事公室長 今、実務的とおっしゃいましたが、その実務的なところが極めて重要だと考えておりまして、沖縄防衛局からこのような申請があった際に、文書进行处理するのが行政の実務であるわけでございますけれども、その処理に関しては、個々の条例にはいついつまでにと書いていない場合でも、これは標準処理期間といったものもございます。そういったことも勘案して、合理的な理由なく拒むことができないという状況の中で、これは文書として回答したということでございます。

○前田政明委員 くどいようですけど、私はそれは皆さんが言っていることを裏づけない発言ですよ。この特別採捕許可の手続一名護市にも来ているけれども、要するに本当に県民と同じ気持ち、同じ立場に立つならば、どうしたらこの名護市辺野古への移設や普天間飛行場の撤去を求めるかということ、県民が一つになっているんですよ。前にも言いましたけれども、私たちはこの環境アセスメント手続をスムーズに進めさせないということで、みんなが勉強して約6000名の意見書というものを出したんですよ。それはなぜかということ、その意見書を出すことによって、沖縄防衛局の手続が非常に負担になると、そうすれば知事権限、知事選挙の前にいわゆるこの埋め立ての問題について、県民に問うような状況をつくらないといけないということで、みんなが勉強して、難しい中でこの5000名、6000名近い人たちが意見書を出したのですよ。そういう形で、県民は大変難しい環境影響評価のことを勉強しながら、とにかく美ら海を守るということで、さまざまな努力をしてここまで来ているんですよ。そしてその結果、知事は状況が変わった、名護市長選挙で移設に反対する市長が出てきた、そして名護市議会議員選挙でも16名で与党が多数になったと。そういう状況が変わったから仕方がない、いわゆる条件つき賛成をしていたのは、極めて厳しい厳しいとなってきたけれども、我々にとってみたら、本当に名護市辺野古に基地をつくらせないのだと、県民にとってみたらそういう形で努力

をしてきている。そういう面では、県の環境影響評価のところのいろいろな強権解釈を持つものに対しても、いろいろ不満がありながらも、この環境影響評価審査会も含めてみんなで傍聴しながら、資料も提供しながらここまで来ているんですよ。そういうさまざまな工夫をしながら、努力しながらここまで県民は県内移設反対の運動をしてきているんですよ。その中で、県外移設と言いながら、実質的にはこの手続を進めることに手を貸している。それに対しても、いやこれは実務的なものですよと言いながら、抵抗できるものに対してやらないというのは、我々現場から本当にこの普天間飛行場を撤去する、名護市辺野古に基地をつくらせないのだということをやってきた者にとってみたら、何たることかと。ここまで追い込まれてきておりながら、ここまで県民世論が高まっているのに何をちゅうちょしているのだと。そういう面で、やっていることは、日米共同発表のこれまでの環境アセスメントの手続をすべて活用して、2014年までにできるようにするという一戻りけれども、そこに実質的には加担しているのではないかと、僕も本会議でも何度も言いましたけれども、そうなりませんか。

○又吉進知事公室長 特別採捕許可の話に戻りますと、つまりこういう許可申請が出たときに行政の取り得る行動というものは、これを処理するしかないわけでございまして、その処理は許可するか許可しないかということでございませぬ。したがって、そこで処理しないで放置しておくということは、行政としてはとれないわけで、合理的な理由がなくこれを不許可とすることもできないということでございます。

○前田政明委員 それはへ理屈ですよ。本当に名護市辺野古に基地をつくらせないという立場に変わっているならば、環境アセスメントの手続については、これまでは粛々と賛成したけれども待ってくれと、我々は慎重に審査するのだと、これは8月31日までに日米は事務的な協議をして、具体的に決めるということに間に合わすかのように、皆さんは6月3日に許可を出しているんだよ。名護市は、まだ頑張って9月現在でも出していないんだよ。だから、それは日米両政府にとって、具体的に実務的にV字案にするかI字案にするかと、そういうことを踏まえながら検討する。そのさなかに6月3日に、この許可を出しているということは、具体的にエールを送ることではないですか。名護市は慎重に審査する必要があるということで、8月31日時点でも慎重に審査している。皆さんの場合でも、何日までに許可を出さなければいけないということでもないし、私は許可するしないは別にしても、やり方があるでしょうと。今までと

変わらず、単なるこれはもう標準的に決まっていますからということで、今までどおりやるということはおかしいのではないかと。ましてや知事が、8月31日までどうなるかわかりませんか、いやいや極めて厳しいと言いながら、大事な日米合意の8月31日を前にして、具体的に許可を出すということは一仲井眞知事はいろいろ言っているけれど、これはもう県民世論に押されてこう言っているけれど、実質的には8月31日に合わせて、私たちがいろいろ現場で苦勞しているのにエールだなど、普通はそういうシグナルとして受けとめられる行政行為になりませんか。

○又吉進知事公室長 行政行為との関連というものは、これは不明確でございますけれども、県は県内移設は事実上不可能だと、事実上厳しいと言っているわけでございます、そのスタンスは変わりません。この許可行為につきましても、これは県としてとるべき処理をしたと認識しております。

○前田政明委員 極めて厳しいということは、知事がやってきたんじゃないんだよ。沖縄県民が全国や全世界の人々に訴えて、生物多様性条約第10回締約国会議－COP10も始まるでしょう。その中で、沖縄県は何ら計画もつくっていない。そして、ジュゴンもいるあの海を守るということに対してもやっていない。そうしながら、実質的にはこれは今極めて不可能というものは、知事がつくってきたのではないんだよ。我々県民を初め、絶対にそこにはつくらせないという沖縄県民の闘いがここまで来ているんですよ。そのときに、せめて最後に県外移設を求めるというのなら、私はこれまでは事務的に手続を進めてきたけれども、今回8月31日を前にして、この重要な局面の中で、私はまだ納得いく説明を受けておりませんと、だから、これは例年どおりの特別採捕許可を与えることはできませんと、主体的なかかわりで表明すればまだ理解できますよ。政治的にも国際的にも極めて重要な8月31日を前にして、やはり普通と変わらないようなことを政治的判断もしないでやるということは、名護市の態度とは全く逆だと。そういう面では、本当に県民の願いにこたえる、追い込まれて理屈をどうするかということではなくて、本当に県民とともに中止するために何ができるかということ、知事公室長を含めて行政が判断してやるということが、知事の本当の意味で県外移設、そして不可能というなら、不可能にする具体的な手だてをとるのが皆さんの仕事ではないのですか。

○又吉進知事公室長 県の役割の大きなものは、やはり政府としっかり話し合いなりコミュニケーションをとって、しっかり県の考え方を伝えていく上で、

国策として適切にやっていただくということで、現時点で県は県外に移設を求めると言っているわけですから、今後、政府へしっかりその旨は伝えまして、政府にそのような措置をとっていただくよう働きかける所存でございます。

○前田政明委員 ある面では済んでいることですから、本当にそういう立場に立つならしっかり立っていただきたいと。ただ、政府も公式に見解も表明しているし、私は時間稼ぎを皆さんがやるとしたらまずいよと。環境アセスメントの手続は進めながら、いやいや私は厳しい厳しいと言いながら、そして実質的にはもう環境影響評価書が出た場合には、これに対して具体的にできない、そして後は、公有水面埋め立ての免許申請になると。そうだったら公有水面埋め立ての免許申請は許可しませんということを言ったらどうかと知事に何度も言っているのだけれど、そういう面では、担保としては、後は皆さんが6月3日に特別採捕許可を出してどんどん進むのだけれど、そういう面では環境影響評価書もやめるということは言えないというならば、あとは公有水面埋め立ての免許申請に係る許可はできませんよということをちゃんと言うことが、県内移設反対と、そして本当に県民が思っている県内移設反対と、同じような効果を出す行政的な手続が一知事の公有水面埋め立ての免許申請に係る許可は私はできませんと述べるのが、やはり大事なことはないですか、どうですか。

○又吉進知事公室長 いずれにしても、公有水面埋め立ての免許申請はまだ将来の話でございまして、現時点で知事は県内移設は厳しいと言っているわけございまして、今この公有水面埋め立ての免許申請を想定した行為につきまして、ここで想定することはあえて差し控えたいということでございます。

○前田政明委員 もう終わりますけれども、やはり今大事なことは、私は掛け値なしに知事が県内移設反対だと、県民と同じなのだということを表明することが、党派を超えて沖縄県知事のやるべきことだと思います。そうなることを願っておりますけれども、それともう一つは、やはり公有水面埋め立ての免許申請の問題も具体的にはもう将来の問題ではないんですよ。それはやりませんよということになれば、そこに知事に対する信頼も出てくるんですよ。今公有水面埋め立ての免許申請が間近に迫っているながら将来のことですと、これには言えませんということでやるとしたら、結局、沖縄政策協議会でも最後はいろいろな説得の中で、基地とリンクした振興策に丸め込まれるのではないかと。

だから政府が、いやいや知事は反対していませんよ、まだ言葉を使い分けて非常に苦しいながらもぎりぎりの線、すなわちまだ話ができる余地は残していますよと、この余地を残しているという状況に今はなっているんですよ。そういう面では、私はそこを絶対的にだめだとか、柔軟にいかなければいけないとか、条件つき賛成がどうのこうのとか、そういう面では、私はくどいようですけど、本当に県外移設といっても、結局は場所がなくてまた戻ってきたということは事実なんでね。そういう面では、とにかく時間稼ぎをして、やはり知事の権限である公有水面埋め立ての免許申請の許可もやらないということをはっきり言えば、すべてがとまるんですよ、すべてが。そして、本当に全国の人々と世界の人々と一緒になって、やはり沖縄県は一つなのだとすれば、アメリカ政府も日本政府も手が出せないんですよ。そういう意味で、私はやはり県内移設反対というものは、県外移設とは全然違うと。それからもう一つは、日本政府はだまし続けてきているんですよ。オスプレイの問題から、沖縄密約の問題から、きのうもテレビでいろいろやっているけれども、沖縄県民をだまして日米合意－オスプレイの問題にしる、書物はいっぱい出ていますよ。とにかく、政治的に沖縄県に刺激を与えたら困るから伏せてくれということを、アメリカ政府に何度もやっている。だから、僕はそういうだましている日本政府を信頼していいのかと。沖縄県民をだまし続けている政府の説明に納得いかなければ、いやできませんよという言い方をして、時間稼ぎをして環境アセスメントの手続を進めて、そして実質的に名護市辺野古に基地をつくるようなことに手をかしてはならないと。そういう面で、まだまだ県民はそういう方向に仲井眞知事はひょっとしたらすき間をあけているのかなと思っている方もいると思うのですけれども、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 いろいろなチャンネルといたしますか、政府と調整する機会は今後ともあるかと思われるのですが、すき間といったものがどういった形なのかわかりませんが、やはりしっかりと知事の姿勢であります県外移設を求めるということは強く、あらゆる機会ですべて求めていくということになります。

○前田政明委員 私はぶれない、明確に日米両政府に物の言える、そういう県民の信頼にこたえる県政でなければいけないね。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 請願・陳情説明資料の2ページの請願平成20年第1号になりますか、新基地建設を行わないこと、これは普天間飛行場の無条件撤去、閉鎖を行うこと、これらに関するのですが、普天間飛行場の危険性の除去ということと普天間飛行場の代替施設の建設の問題、1996年のSACO合意で普天間飛行場は返還しましょうと、これは世界一危険な米軍基地であると、ほうってはおけない、緊急に返さなくてはならないということで日米間が合意をした。ただし条件がありますと、代替施設をつくって供用が開始されれば、5年から7年の間に返しましょうと、これがずっと延々と今日まで続いているわけですが、本当に平成8年から平成22年までの15年ですか、同じ議論が繰り返されてきました。私は、ここでもう一回お尋ねをしたいことは、世界一危険である普天間飛行場の危険性の除去、人間の生命にかかわる問題なのです。これを政府が放置しておいては、それこそ政治でも何でもないと。何はさておき、これを解決しなければならないということが日米間の合意だったと思うんですよ。当時は大田県政でありました。我々も含め大田元知事が、基地の撤去というのですか、基地の整理縮小というのか大変熱心であった。この問題が日米間で合意されたときに、大田元知事は小躍りして、これで普天間飛行場の危険性の問題を解決できると喜んで、代替施設を検討していこうと。そしてその結果一時間がありませんからはしよりますが、まだ普天間飛行場の危険を考えると、海上のほうが比較的安全性が確保できるのではないかという中で、名護市の理解をいただき一名護市のみならず沖縄本島北部の市町村の理解をいただいて、それでは代替施設をつくろうと、具体的に条件整備をやってきたわけですが、まだこの問題はずっと尾を引いて、またもとに戻っているわけですが、私は普天間飛行場の危険性をどの程度、緊急性を持って認識しているのかということ、まずお尋ねをしたいと思っていますのですね。普天間飛行場の危険性をどれぐらい一皆さんは危機管理、いわゆる危機意識を持って取り組んでいるのかということについて、大変答えづらい話かもしれませんが、私はこれが原点だと思っていますのですね。改めて、ちょっと知事公室長にお尋ねしたいと思っています。

○又吉進知事公室長 今の御質疑につきましては、いろいろな表現があろうかと思うのですが、やはり市街地の真ん中であって、かつて米国防長官も視察をしてこれは危険だと、つまり客観的に見て日本政府、米国政府、沖縄県民あるいは沖縄県政も含めまして、この飛行場は非常に異常であって、危険であるということは、共通認識としてあると考えております。また、ヘリコプターの墜落事故等があったりして、いつ人命が損なわれるかわからないというような危

険性もはらんでいる中で、これは当初は5年ないし7年と言っていたわけですが、早急にできる限りのことをして、この飛行場を返還、撤去していただかなければならないというところでは、全県民のコンセンサスを得た問題であると考えております。

○具志孝助委員 その普天間飛行場の危険性の除去に対して、どれだけの努力を払ってきたのか。これ以上の努力はできなかったということですか。

○又吉進知事公室長 いろいろな立場があると思います。例えば、外交上いわゆる代替施設を要件として、この普天間飛行場の移設というものが合意されたという諸状況の中で、やはり最も御負担をかけたのがやはり地元の方でしょうし、それこそ苦渋の決断をもって、当時の比嘉名護市長あるいは岸本名護市長が決断をされたり、周辺の市町村長もされたということを考えれば、与えられた条件の中で、最善のことをやってきたと、県政も含めまして考えております。

○具志孝助委員 それでは、なぜこの普天間飛行場の返還が日米間で合意になったにもかかわらず、実現しなかったのですか。

○又吉進知事公室長 これも、いろいろなことを言う方がいらっしゃいます。最近の本では、沖縄県があたかも足を引っ張ったような、そういった議論もあるようですが、県はそのようには考えておりません。やはり、外交交渉、日米間の中で、基地の提供責任者たる日本政府がしっかりとした実行力というのですか、そういったものをやはり発揮できなかったと、しなかったということが大きな原因であろうかと思っております。

○具志孝助委員 沖縄県が足を引っ張ったというのは、どういう理屈だと考えていますか。

○又吉進知事公室長 私も市販の本一書籍で読んだわけですが、やはり地元のいろいろな考え方とかいったものがあって、守屋武昌元防衛事務次官の書籍などを読みますと、移設がおくれた非は沖縄県にあるのだというような議論があるものと認識しております。

○具志孝助委員 だから、沖縄県に非があるというのは一沖縄県の非とはどういうことなのですか。

○又吉進知事公室長 私どもがそれを論評する立場ではないのですが、書籍等によれば、やはりさまざまな条件を出したとか、あるいは沖縄県ができることをやらなかったと、そういったことが書いてあったやに思います。

○具志孝助委員 沖縄県が条件を出したということは納得できますか。この守屋氏が言っていることは、沖縄県がいよいよというときに、また新しい条件を出してそれが実現しなかったと、こういうことですよ。その条件というものは、どういうことですか。その条件をクリアすれば、できたということですよ。

○又吉進知事公室長 書籍の話になりますけれども、そういう書籍で書いてある1つの例としては、例えば沖合にV字案を移動するとか、つまり沖縄県からあるいは地元からの注文といったものが、その合理的な理由もなくおくらせたのだというような主張があったと思います。

○具志孝助委員 去年の9月に民主党政権ができて、民主党政権が、我々は沖縄県が望む県外移設をやりますよと、少なくとも県外移設を実現しますよと、こういうことでしたが頓挫した。もし、民主党政権が誕生しないで、そのまま自由民主党政権であれば、今ごろ普天間飛行場のこの代替施設も、いわゆる撤去事業—代替施設建設は進んでいたと考えていますが、どう考えられますか。

○又吉進知事公室長 これはさまざまな側面があるわけでございまして、自由民主党政権であればといったところは、なかなか言いにくいのですけれども、政府の当時の方針が維持されていれば、それはそのように進められていたのであろうと考えています。

○具志孝助委員 私は、普天間飛行場の撤去は、沖縄県の政治の中で緊急かつ最も重要な課題だと思っています。人の生命にかかわる—あそこはあれだけの大都市の中で頻繁に訓練をしているわけですから、いつ何どき瞬時にして落ちるかわからないと。これは何としても撤去しなければと。アメリカ側も、まさにそのとおりだと。日本政府もそう思っているし、我々もそう思っている。だれに言っても緊急性があるわけですよ。ところが、それを解決するためには代替施設をどこかにつくらなくてはいけない。我々県議会も、もうこれ以上はだめだと県外移設を要求してきた。かつて、自由民主党政権時代、当時の政府は

これを実現するためには、県外はもうどうにもならない、県内移設でやらないといけない、そうでないといつになるかわからないという中で、苦渋の選択をした。名護市のみならず、沖縄本島北部の市町村もこれを了解して進んできた。それも途中でとまってしまった。だれに聞いても、当然県外移設がいいわけですから、ベストな選択だといって、今県知事もそれを要求している。この事業は国の事業ですよ。国の責任において、代替施設をつくらなくてはいけない、提供施設をつくらないといけないということになっている。あの日米合意の一民主党政権が誕生する前は、国会においてもかなりの比重の中で、県外移設が高まってきたわけですが、民主党政権になって、鳩山政権になって、鳩山前内閣総理大臣は、やはり沖縄県でしかできないということで戻ってしまった。国会の中で、今どうかといたら、少なくとも国会の中では、県外移設でなくてはいけないという声は極端に低くなってきた。今、県外移設を要求しているのはどこでしたか。ちょっと知事公室長の認識を聞かせてください。今国会の中で、政党でいうと県外移設でなければ絶対にならないといって主張しているのは、どういう政党ですか。

○又吉進知事公室長 おおむね、今具志委員がおっしゃった経緯だと思いますけれども、そのあたりが、例えば国政与党である民主党の中にも、伝えられるところによりますと、日米合意を尊重すると政府は言っておりますが、一部の議員の中には、依然としてグアム等でその可能性があるやに動いて、あるいは昨今の小沢衆議院議員の発言であるとか、どうも政党単位で核としたものが感じられないというのが、県の認識でございます。

○具志孝助委員 日本共産党と社会民主党の中でも、私が見ていると、必ずしもこの日米合意に対する一私は数少ない社会民主党の中でも意見が割れているのではないかと。党首の福島瑞穂参議院議員と照屋寛徳衆議院議員、その他あそこは五、六名ぐらいしかいないわけですが、それほどのことかと。こういうことで政権に戻るべきだと、そもそも出ていった理由がこっちのほう一普天間飛行場移設問題ですからね。日米合意問題に対する民主党の裏切りだと、こういうことですから、社会民主党の中でもわずか、日本共産党、民主党の小沢一郎前幹事長のグループであるが全部ではない。そうすると、国会の中では圧倒的に少数なのですね。圧倒的少数が一絶対的に今の日米合意はだめだと、こういうような主張をしているのはごくわずかなんですね。このような中で、我々がこうして議論をずっと交わしてきているけれども、戻ってそれでは普天間飛行場のあの危険性というものはどうなったのだと、どこへ行ってしまったのだ

と、これをみんな忘れたのかと一国会議員もですよ、このような状況で、本当にこの普天間飛行場の危険性の除去というものは解決されるのだろうか、私は政治家としてかつてから言っていたんですよ。この普天間飛行場というものは、日米安全保障条約のいわゆる基地提供責任の中でやってきた。それを日本が仮にノーだと、自由民主党政権の中で私が考えたことですよ。苦渋の選択をやった、私の理屈は。日本は今、日米安全保障条約は必要なのだと。その根拠もなく、基地の提供義務、それを断るとみずからそれをノーということになる。それで果たして、日本の国はやっていけるかどうかと。言うまでもなく、今の中国の脅威、北朝鮮の脅威、あるいは東アジアの政治的な不安定な状況から見ると、日本の国全体として、沖縄県が果たしている役割というものは、とてつもなく大きい。小さい島だけれども、大変なことを沖縄県民は担っていると、苦勞している。それを我々はしっかりと主張しなければいけない。これだけの苦勞を我々はやっているのだと、我々だけが、日米安全保障条約の重荷を背負っているのだと、その分だけ政府はしっかりと沖縄県に対して責任を果たすべきだと、私はそういうスタンスでやってきたのです。それが今どういう状況かといいますと、やはり沖縄県は基地問題も大変な重荷であるけれども、一方において、沖縄県はどう自立していくか、どう沖縄県民の生活を守っていくかという、また大きな課題がある。皆さんが言っている沖縄県がこれからどうやっていくかという沖縄21世紀ビジョンというものは、まさにそれだと思う。これをどう担保していくかということと、我々が国家に対する貢献というものは、この辺だと思っている。政治家は、私はこの辺を十分に見きわめながら、どうバランスをとっていくかということが、私たち政治家としての大変な責任だと思っています。いいことはだれでもわかる。一方で、これは大変な負担だということもわかる。みんなよくわかる。どう分担していくか、どこまで我慢できるかというものが、我々の政治の一番の大事な部分だと思っているわけです。そこで考えなくてはならないことは、これ以上の基地負担は大変だと考えつつも、一方においては普天間飛行場の危険性はどうするのだということをおぼえてはならないと思っているんですよ。絶対に忘れてはならない。万が一のことがあったら、もう一回あそこで事故が起こったら大惨事でしょう。もちろん、事故の内容によりますけれども、これは覚悟しないとイケない。そうなってくると、まず恐ろしい結果になると同時に、政治的にはどうなるかと……。

○渡嘉敷喜代子委員長 具志委員、質疑してください。

○具志孝助委員 日米安全保障条約というものは、もたなくなりますよ。日米

安全保障条約がもたなくなる。そうすると、日本の国は今でも一中国のあの問題が起きた、どうするのだと、今ごろになって、安全保障問題をしっかりと議論しなければならないと、こう言っているわけですがけれども、まさしくしっかりと議論してもらわなくてはならない。そうすると、沖縄県の置かれた立場を国会議員の方々に改めて認識を深めてもらうことになると思っています。申し上げたいことは、普天間飛行場の危険性を忘れてはならないよということです。普天間飛行場の危険性と、新しく基地をつくるという一新しい負担をもう一回我々が担うということ、どちらに重きを置くか、どちらに緊急性があるかということですがけれども、このことについてどう考えますか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場につきましては、かねてから申し上げているように最も危険でありまして、この危険性を取り除くことは、県政にとりましても喫緊の課題であると。ただ、この抜本的な危険性の除去というものは、これは閉鎖、移設しかないわけでございます。その移設に向けて、日米で作業を一今県としては非常に不本意な状況になっておりますけれども、これは政府として取り組んでいただきたいと同時に、今現実に移設されるまでの間であれ、航空機等が飛び回っている状況をいかにこの危険性を減らしていくかということも平行してやっていただかなければいけないということで、知事は当初3年をめどにと申し上げましたけれども、そういうものを受けて、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームがあったりとか、そういったこともございました。引き続き、これは両面から、やはり抜本的な普天間飛行場の移設の問題、さらに現実にある普天間飛行場の危険性除去の問題、これは強く政府に申し上げて取り組ませると、そういった姿勢は変わっておりません。

○具志孝助委員 普天間飛行場の問題というものは、危険性の除去、普天間飛行場を撤去する、そのままでいいかという問題ではないと私は思っている。普天間飛行場の危険性については、みんな認識が一致しているのだと。返還するということも合意になっている。問題はタイミングですよ。時期ですよ、時期が問われている。緊急性があって早目にやらなくてはいけないのか、最低限の条件として代替施設をつくって県外にもっていくということにするか、私はその辺の問題だと思いますよ。撤去するかしないかではない。撤去するようになっているのです。ゆっくりでいいのかどうか。要するに、代替施設についてしっかりと合意を得て一これはもう県外移設でないといけないということになったが、日本政府がもう沖縄県でないといけないと、こういうことになってしまった。そうなってくると、国会の中でも、先ほど言ったように、大多数がもう

そういう方向でいくしかないなど、そのかわり沖縄県については何とかやらないといけないなど、私はこういう合意がいつの間にかできていると思っている。それはすなわち、沖縄21世紀ビジョンで……。

○渡嘉敷喜代子委員長 具志委員、済みませんが質疑をお願いします。

○具志孝助委員 沖縄21世紀ビジョンで、新しい沖縄県を構築するという条件と一緒にしているのですね。私は、そこで知事は—皆さんは可能な限り県民に対して、その辺の説明をしっかりとやらなくてはいけないと思うんですよ。何が問題なのか、そして県民は何をどう選択するかということを説明しなくてはいけない。県議会もそういう議論を—もっともっと率直な議論を僕は深めていくべきだと思っているのです。県外移設は、もう全会一致になったわけですから、さあこれをどうするか、いつやるのか、普天間飛行場の危険性を緊急性があるか考えるか、あの問題は解決するまで我慢してもらうものだと、とりあえず騒音の問題だと、こういう解釈なのかどうなのか、それでいいのかどうかということを、私たちは県民の前でしっかりと説明をして、県民の意思を確認する必要があるのではないかと思っている。そういう意味では、今回の県知事選挙というものは、大変重要な選挙だと思っているのですね。この辺の議論をしっかりとやっていかなくてはいけないと思っております。そこで、どうしてこの間の県議会の中でも、県外移設を求めるという言葉にこだわり、県内移設反対という言葉を使わないかという理由は何かと聞いても、なかなか答えが出てこない。私もこの点について改めて聞くのですが、大田元知事が、平成8年に普天間飛行場を返還するといって、海上施設—そこに進んでいき、それが平成10年までいった。平成10年2月に名護市長選挙があった。名護市長選挙告示の直前ぐらいに、県内移設で走ってきた大田元知事が突然ノーと言った。その前の平成9年12月に住民投票を実施したのですね。海上基地建設賛成か反対かといったもので、反対が多かったわけです。それを理由にノーと言われた。それまでは、平成8年に合意になって代替施設をつくって普天間飛行場を撤去すると、こういう形で日本政府と沖縄県の間で普天間飛行場問題—あの危険きわまりない普天間飛行場問題が解決に進んだものですから、大田元知事の話の全面的に政府が受け入れたのです。当時出てきたのは、国際都市形成構想、一国二制度、全県フリーゾーン構想ですよ。これをどんどん進めていって、今の中城村のフリーゾーンの話もあった、全県フリーゾーン構想をやろうかと。要するに、沖縄県は基地問題—これもうしようがないと、こういう形であめとむちの話に……。

○渡嘉敷喜代子委員長 具志委員、申しわけないんですけど、質疑のほうをお願いします。

○具志孝助委員 そうですね。本会議でもこの辺の話は知事に正そうと思ってやったのですが、厳しい時間の制限で全くそういう考え方も述べられないままに終わってしまったのですが、私は、改めて普天間飛行場の危険性という問題に、いま一度皆さんはしっかりと考え、そして普天間飛行場代替施設の建設、このことに対する考え方—今はなぜ県外移設を求めないかということですが、大田元知事の話があったのは、大田元知事は結局はあれだけ緊密な関係でありながら反対を唱えることによって、県政と政府の間で閉塞状況が出た。全く意思が通じなくなった。ここまで日本政府は、北部振興策やら何やら協力しておきながら、突然反対と言ったものだから、これまでの2カ年間は何だったのだと、もうあなたは信用できないと言って、結局もう断絶状況になったのですね。県知事として一番怖いのは、あの大田元知事の二の舞を踏んではいけない、県庁の行政のトップとして、少なくとも県民の利益を守る県知事として、政府との窓口というものは絶対に守っておかななくてはならない、政府との信頼関係は維持しなくてははいけないという思いが強くなると思う。また、これは大変大事だと思っています。そのために、知事は相当苦勞していると思っているのですが、私は政府との信頼関係のことを考えるときに、我々県議会が、あるいは県民世論が民意が県外移設だと言ったにもかかわらず、知事が全く同じような言葉を使い切れないというのは、そこに知事の苦悩というのか本音というのがあるのかなと。いわゆる政府との信頼関係、パイプ、窓口、これらのものを切っては行けないと、行政の長としては最もこれを大事にしなくては行けないと、こういう思いなのかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃったとおり、県の立場というものは、政府としっかりコミュニケーションをとり、政府の方針と違うことは、県の主張をしっかりと改めさせるということをございます。そのためには、一方通行になってはならないわけをござまして、しっかり政府に、県の言葉を受けとめていただかなければならないと。そういう意味では、県外移設を求めるという県の意思表示は、あらゆる機会を通じて申し上げてまいります。そういった意味での政府とのやりとり、キャッチボールというのですか、そういったものは重要だと考えております。

○具志孝助委員 県内移設反対という言葉が使えないというのは、政府との信頼関係を考えるから、最もそれは大事にしないといけないという思いがあって、そういう言葉が使えないという一信頼ということ、信頼関係を大事にしたということに対する強い意識が働いて使えないという部分が相当にあるのではないかと思っているのですが、違いますか。

○又吉進知事公室長 信頼関係は信頼関係として、これは基本的なところでございます。しかし、県は県として言うべきことは言うと、特に政府に遠慮する必要は全くないわけでございます。しっかり県の立場を伝えるという姿勢は変わっておりません。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時20分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。その前に前田政明委員から午前の質疑について、一部を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第149号の特別採捕許可についての質疑の中で、済んでいることであるがという発言のところを、特別採捕許可を撤回すべきであるという発言に訂正していただきたいということです。以上です。よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 それでは、引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 請願・陳情説明資料の9ページ、陳情平成20年第88号についてですが、当局の処理概要の変更部分で、この線を引いた部分ですが、3行目の後半の部分で、米海兵隊は住宅地等の上空はできるだけ回避するとしている等の内容について回答を行ったとのことであるという説明がされていますが、これは米軍からそういう住宅地等の上空は飛びません、回避するという回答が

あったわけですか。

○又吉進知事公室長 この内容の旨で、米軍から沖縄防衛局に対して回答があったと聞いております。

○新垣清涼委員 それは口頭ですか、文書ですか。

○又吉進知事公室長 実際に文書回答があったかどうかは承知しておりませんが、米軍から沖縄防衛局に対する正式な回答であったと聞いております。

○新垣清涼委員 普天間飛行場の現状を見た場合に、米軍は飛行経路、常周経路についても守っていない現状があるわけです。ですから、そういう正式な回答があったとしても、なかなかそこは信用できないといえますか、そういうことがありますので、できるのであれば、そういうことをしっかりと文書でもって、飛行経路についての協定を求めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 そもそもこの集落上空の飛行の回避ということは、県が沖縄防衛局を通じて申し入れたものでございまして、委員がおっしゃるように、必要に応じてきちんとした対応をとるべきであると考えております。

○新垣清涼委員 県はそれを求めますか。

○又吉進知事公室長 具体的に協定という形になるかわかりませんが、その検証する仕組み、そういったものは必要だと考えております。

○新垣清涼委員 やはり、そこはしっかりと文書でもって残していくべきだと思いますので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいということで、要望を申し上げたいと思います。

次に、請願・陳情説明資料の14ページ、陳情平成20年第102号の処理概要の中で、記事項2の変更部分ですけれども、下から2行目、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えておりますということですが、これは正式に文書で求められたのでしょうか。

○又吉進知事公室長 文書要請はしておりません。

○新垣清涼委員 文書で正式に要請をされる予定はありますでしょうか。

○又吉進知事公室長 訂正いたします。10月2日に、馬淵澄夫沖縄及び北方対策担当大臣に対して文書で要請しております。失礼いたしました。

○新垣清涼委員 要請の回答はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 これは、知事と面談のときに要請書を渡したわけですが、特にこの件に関する回答はございませんでした。

○新垣清涼委員 先ほどの具志委員とのやりとりの中で、普天間飛行場の危険性の除去ができないのはなぜかという問いに対して、県がどうのこうのとか、国がどうのこうのというやりとりがあったわけですが、やはり危険性の除去—今県内は県議会でも全会一致で県外移設を求めるということで意見書を可決しているわけですから、そういうことからすると、やはり党本部と県連との意見の食い違い、方針の違う政党もあるようですけれども、それぞれの県連の政党が、党本部に対して県民の意向をしっかりと要請していくことが大事だろうとは思っています。そういう立場で私は思っているのですが、知事がなかなか県内移設反対を言わないときに、政府との信頼関係という言葉が時々出されるわけですが、その信頼関係というものは、お互いに歩み寄る姿勢というものが大事でしょうし、決して政府から御理解をいただくように努力をすとか、あるいはひたすらお願いをしていくとかという表現での押しつけであってはならないと思っています。ですから、この普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいということは、なかなか実現できていない現実からすると、やはりそれについて、どうしてもできないのだということを、ある意味でもっと強く求める必要があると思うのです。その具体的な方法を何かお持ちでしょうか。

○又吉進知事公室長 この件につきましては、まず前段のなぜ最低でも県外と主張していた政府が、この日米共同発表に舞い戻ってきたかも含めて、これは何度も何度も内閣総理大臣にお会いして、また閣僚にお会いするたびに申し上げます。また、8月上旬の福山官房副長官が説明に来られた際も、これでは納得ができないということを明確に言っております。したがって、何度も何度もこれから説明を求めるといふ行動は続けていくということになります。

○新垣清涼委員 県民が納得のいく、いかないというものは、やはり私たちが求めているのは県外移設であるわけですから、知事もそう答弁されていますよね。ですから、その政府がいろいろなことをおっしゃりながら、内閣総理大臣になる前にそう発言されて、内閣総理大臣になられてから戻ったということなのですが、しかし、それがどういう経緯であろうが、我々は県外移設を求めているということでは一致しているわけだから、知事も県議会もね。そういうことであれば、それに戻ってきた理由をどうこうではなくて、とにかく県外ですよと、県外でないとだめですよということを、もっと求めるべきだと思うんですね。何も理解できる話にはならないと思うんです。私たちは、みんな県議会も知事も県外移設を求めているということをおっしゃったわけだから、方針は変わらないわけだから、どんな理由をもってきても、県外移設を求め続けるということが大事だと思うのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 そのあたりの御見解があると思いますが、つまり国策として日米合意でこのことが決められたと。しかしながら、その前に政権としてマニフェストにも書き、公約として最低でも県外とおっしゃっていた。それが何の理由も示されずに変わったということを県は重視しているのでありまして、やはりまずはその説明が必要であろうと。施策の一貫性とか全くそこでは示されていないわけですから、やはりまずそういう基本的な基礎的なところから、政府には求めていっているという状況でございます。

○新垣清涼委員 例えば、先日も県議会の本会議の中で申し上げたのですが、例えば、爆音の被害をなくすために宜野湾市民は騒音コンター図に基づいて、今住宅防音工事対象区域の指定がされているわけですよ。それに外れた地域というものは、実際に被害を受けながらも、国が被害を受けている人たちを救う手だてが行われていないわけですよ。そういう地域を県がしっかりと調査をして、そういう皆さんも含めて、被害を少なく一要するに被害から守るというのか、被害をより緩和するというのかな、そういう方策を県がもっと積極的にとるべきだと思う。そういうことをすることによって、米軍基地から発生する騒音の被害をより少なくすることができると思うのですが、そういう方法を具体的にとるべきではないかなと思うんですね。

○又吉進知事公室長 今おっしゃった爆音も含めて基地の被害ということになりますと、それは当然ながら地元住民の声を聞いて、あるいは地元の議会、あるいは市町村長の声を聞いて、これまで沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議

会等を通じて求めてきているわけです。それによって、一定の処理がなされていると認識しておりますが、普天間飛行場問題につきましては、御承知のようにここ10何年の経過がありまして、一時は県民世論を二分するような状況もあったと、それがこれまでの経緯で、現在、県議会の一致した意見書可決、それから知事も県外移設を求めるところまで来ている状況でございます。したがって、今後それをどう具体的に進めていくかというものは、全く予想がつかないわけですが、県外移設を求めるといった点では、それはそれで求めていくということでありまして。

○新垣清涼委員　ですから、県外移設で一致しているわけですから、そういうことをしっかり求めていく。それを求めながらも、やはり普天間飛行場の危険性の放置というものはできないわけですから、そういう意味では先ほども申し上げましたように、爆音被害の実態というものは、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、要するに、被害が広がっているのですよということだけを文書で示して求めるのではなくて、数字として—今普天間飛行場の場合は嘉手納飛行場からのダイバート—目的地変更の訓練がされて、爆音が非常に激しくなっているわけですよ。そういうことについても、県がしっかりと調査をして、数値が上がっていることを防衛省に突きつけて、それで米軍に対してもしっかりと対処を求めるべきだと思っておりますよ。

○又吉進知事公室長　そのとおりでございます。

○新垣清涼委員　その数字をちゃんと計測して、先ほど言った住宅防音工事の対象範囲についても求めることによって、普天間飛行場周辺の住民の被害をより抑えることができると思いますので、そういうことを求めてほしいんです。やっていただけますか。

○又吉進知事公室長　普天間飛行場につきましては、そもそも危険であるということと騒音の被害もございました。騒音につきましては、去る9月に県として、県の騒音測定の結果というものを、米軍を初め各機関に持ち込んでその改善を求めたところでございます。また、危険性の除去につきましても、やはり頭の上を航空機が飛ぶという恐怖感といったものは県も認識しておりまして、抜本的な危険性の除去をやってくれということで、内閣総理大臣来県の際、あるいはあらゆる機会を通じて申し上げているわけです。したがって、そういう作業というのですか、試みは今後むしろ強化していくということになります。

○**新垣清涼委員** 危険性の除去を1つの目安として、やはり普天間飛行場の近くに住んでいる人たちは、音の大きさとその危険性の大きさというものを感じてくるわけですね。より音が大きければやはり怖いわけですから、今のダイバートについては、嘉手納飛行場が使えなくなったときにここに降りるのだと、目的地変更だと言っていますけれども、ところがそのための訓練をしているわけですよ。実際に嘉手納飛行場が使えなくなったときのためにということで、訓練しているわけです。ですから、使える状態の中で現実には普天間飛行場で行われているわけですよ。だから、そのこと自体を本当は問題にしないといけないと思うんですよ。新聞記事からすると、内閣総理大臣もそれが無いようにと、緊急時に限り行われいと承知しているというような—だからそういう音の大きさによって、住民は危険度の大きさというものによって恐怖を感じ、恐怖の大きさによって危険性を感じていくわけだから、爆音に対する被害をより抑えるということは大事なことだと思いますので、ぜひそこは引き続き求めていただきたいと思います。

○**又吉進知事公室長** とりわけ騒音につきましては、これは御承知のように、政府が測定をした結果に基づいて騒音コンターというものが引かれていると、これは嘉手納飛行場も同様でございます。県は随時と申しますか、常時被害に応じて、そのコンターの見直しを行うようにということを、これは渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を含めて要請しているところでございまして、やはり日々そういう形で被害が生じるようであれば、これは強く求めていくべきであらうと思います。

○**新垣清涼委員** 渉外関係主要都道県知事連絡協議会といったことからすると、基地のある何県かの声としてしか届かないわけですよ。実際には、我々沖縄県のほうが基地被害は大きいわけですから、やはり沖縄県はたくさんの米軍基地を負担している。沖縄県知事の発言として、内閣総理大臣や外務大臣や米軍に対して、強く申し上げるべきだと私は思います。その辺も取り組んでほしいのですが。

○**又吉進知事公室長** 県としましては、あらゆる機会を通じまして、もちろん渉外関係主要都道県知事連絡協議会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会でも政府に申し上げているところでございまして、今後とも引き続きそういう申し入れはやってまいります。

○新垣清涼委員 繰り返しになりますけれども、県の代表として、一番沖縄県民のほうが多くそういう被害を受けているという、それは変な言い方ですが、自分たちが近くに住んでいるからかもしれませんけれども、私はそういう認識なので、やはり県知事がそういうことをしっかりと渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通してではなくて、単独でしっかりと－これはよく言われているのですが、沖縄県が日米安全保障条約の大半を担っているという言い方が表現として適切かどうかわかりませんが、そういう意味では、知事が強く申し上げるべきだということをお願いして、次に移ります。

請願・陳情説明資料の48ページ、陳情第79号の下線が引いているところですが、米軍からは原因究明のための安全調査を行ったが、その結果については公表できないとの回答があったということになっていますね。原因究明のための安全調査を行ったが公表できないということは、これは安全なのか危険なのかどうかということとはわからないわけですよね。それでいいのですか。

○又吉進知事公室長 この回答については、県は遺憾であります。そもそもこのことを含めまして、米軍の訓練内容でありますとか運用の内容を公表するよというということを、日米地位協定の見直し要望の中でも申し上げているわけですが、現実にはこういう形で公表できないという回答が返ってくるという状況であります。

○新垣清涼委員 そういう回答に対しては、やはりしっかりと抗議をしていく、許さないと、だめだと、ちゃんと公表せよということを求めるべきだと思いう求めるというか抗議をすべきだと思いののですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 これは繰り返しになりますが、やはり粘り強く、こういうことを一つ一つ挙げて、あのとときの説明がないといったことも含めて、きちんと相手に求めていくことは必要だと考えております。

○新垣清涼委員 やはり沖縄県民は求めるだけで、これは軍の機密だから公表できませんと言えれば黙ってしまうというようにとられてしまうと困るので、しっかりとそういう県民の命と財産を守る立場で先頭に立ってやるべき知事なんですから、そういう意味では、しっかりと抗議という形を－そういうことではだめだと、ちゃんと安全であるとか、これこれしかじかで安全ですよとか、ここはちょっと改善しなくてははいけませんという形でしっかりと求めると、出て

こなければ抗議をすると、このことを要望します。

次に、請願・陳情説明資料の65ページ、66ページに書かれてある米軍環境管理基準と日本環境管理基準は、同じものだと捉えられていませんか。

○金城康政環境企画統括監 同じものというか、実際に確認をしたところ、米軍環境管理基準なるものが基本的にないというのですか、日本の米軍に適用されている—適用というか彼らが遵守しているものが、こちらに書いてあります日本環境管理基準—JEGSというものです、これは米軍のほうでつくっている基準なんです。日本がつくっているものではなくて、米軍自体がつくっているやつなんです。ですから、そのことを公表しなさいということだろうということで、我々としては同じことであろうと認識しております。

○新垣清涼委員 現在、米軍のJEGSについては、守られているという認識でよろしいのでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 JEGSの項目自体が、大気だとかあるいは有害物質だとか飲料水の問題など、そういうことが今いろいろありますので、すべてがどうなのかという話になると、守られている部分もあれば、そうでない部分もあるかと思えます。ちょっとここで追加しておきますと、JEGSの規制の項目の中には、騒音とか振動と悪臭というものは設定されておられません。

○新垣清涼委員 私は、米軍が独自で自分たちを規制している環境基準と、それから日本国内で—要するに変な言い方ですが、進駐軍というのかな、その立場で日本国内で決めている環境基準とは違うと僕は聞いたことがあるのですけれども、その辺はちゃんと検証されているのでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 JEGS—日本環境管理基準がつくられたのが平成7年—1995年なんですけれども、平成21年—2009年に今後見直しをして、日米両政府で2カ年ごとに見直しをしようということなんですけれども、その中で、特に環境の問題につきましては、それぞれの委員会等を設置しております、日米合同委員会の中でこういった委員会を設置しておりますけれども、先ほど項目はないと言いましたけれども、騒音についてはJEGSの規制項目にはないんですけれども、日米合同委員会の中で、航空機騒音対策分科委員会ということで、そういった規制の内容等はそれぞれ協議をしていると聞いております。

○新垣清涼委員 騒音とか悪臭については基準がないとおっしゃるんですけども、しかし実際にこの要請については、こういう排気ガスが住民地域に届いていて、被害あるいは不安を感じているわけですよ、地域住民が。ですから、これは単なる排気ガスなのか、あるいは何か有毒ー毒性があるものなのかというものはわからないから、住民は不安を感じていると思うのですが、そこら辺をやはり県として、そういう悪臭があったときの調査などはされているのでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 現在のところ、直接嘉手納町からのそういった連絡などもないものですから行っておりませんが、こちらの処理概要に書いてありますように、県としては、当然嘉手納町のほうから相談とかそういうものがあれば、我々のほうではそういった調査とか測定とかそういうものをしていこうというのが、こちらの考え方でございます。

○新垣清涼委員 油の流出等があったときは、たしか沖縄防衛局を通してか外務省を通してか連絡がありますよね。こういった悪臭については、住民は嘉手納町に連絡すると思うのですが、嘉手納町から県に対するそういう連絡体制というものはつくられているのですか。

○又吉進知事公室長 報告義務とかそういう制度というものはないわけですが、当然ながらこういう基地から派生する問題で住民が被害を受けたということについては、逐一沖縄防衛局あるいは市町村を通じて県に連絡があるという体制でございます。

○新垣清涼委員 先ほどは、こういった悪臭とかというときに、県のほうに要請はないからということで調査はされていないという答弁でした。今、知事公室長は、当然基地関係の被害については連絡が来ることになっているとのことでしたが、どちらが正しいのですか。

○金城康政環境企画統括監 今の嘉手納町の悪臭とかそういったものについては、直接そういった連絡とか要請等はなかったと申し上げているのであって、通常の場合は、当然基地から派生するそういった環境問題も含めてでしょうけれども、苦情は基地対策課を通して、また我々サイドー環境のほうの役割がある分については、向こうからまた連絡をもらって対応するといった内部で

の連絡体制はできておりますけれども、今回の悪臭の件については担当課のほうに確認したところ、相談などそういう調査の要請はなかったということです。

○新垣清涼委員 そこは、爆音だけではなくて、そういった悪臭等についても、当然何が悪臭として住民の側に飛んできているかわからないわけですよ。先ほども申し上げましたように、有毒ガスが—有毒物質が入っているかもしれない。そういうときは、やはり基地から派生しているいろいろなそういうことについては、しっかりと調査をしていく、そして調査を求めるということが大事だと思うんです。そういったことをしっかりとこれから組み立てていくことをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 私どものほうも、やはり県民の健康被害というものを未然に防ぐ観点からも、事前に悪臭とかそういったものがあれば、積極的に調査をやる方向で、役場とも相談をしながら対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 ぜひそういったことが発生したときには、市町村が要請してもなかなか司令官というものは—市町村の首長が言っているからということでなかなか大將は出てきませんので、そういう意味では、しっかりと県が—県民を代表する県が、そういうことを調査する体制を確立していただきたいということを要望して終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 請願・陳情説明資料の13ページ、陳情平成20年第94号、宜野座村議会からの陳情ですね。これは、恐らく都市型戦闘訓練施設へ訓練用コンテナを搬入して、この都市を拡大するためだと思うんですけれど、この処理概要の中では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて要請しましたとしか書いていない。直接陳情が出てきて—宜野座村は平成元年に米軍とも那覇防衛施設局ともいろいろやりあっているわけですよ。そうすると、県はこれに対しては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて申し入れたということしかやっていないのかな。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおり、要請をしたということでございます。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは、県は沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で要請しているだけに過ぎないのですかということですよ。

○又吉進知事公室長 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、要請をいたしました。

○吉田勝廣委員 要するに、県独自ではやっていないということですね。

○又吉進知事公室長 県が独自というものは、ちょっと今ここに記録がないものですから確認はできないのですけれども、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて要請をするということは、これは県の意思も含むということでございますので、当該協議会を通じて要請をしたということです。

○吉田勝廣委員 僕も沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会に参加して要請したことはあるけれども、抽象的で具体的でないんですよ。つまり、キャンプ・ハンセンにおいて、過重な負担はだめですよということなんですよ。コンテナだとかそういうことは、恐らく触れていないと思いますよ、そういうことは中に明記されいないと思う。沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、具体的なところまでは入らないときもあるから。そうしたら、平成20年の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請の際にこれが入っているかどうかはまた問題だと思うんだけど、やはり陳情を受けた以上は、責任を持って県が米軍当局や沖縄防衛局に対して要請すると。やはりこれは約70個のコンテナですからね。また、いわゆる都市型戦闘訓練施設で問題になったところだから、そういうところから恐らく米軍は一次の陳情の事項につながっていきますからね。具体的かつ明示しないと、米軍の場合は、道路が小さいから事故が起こりますよということで、宜野座村は陳情しているわけですよ。基地の強化と同時に、こういう大きいものの搬入については、事故が起こる可能性があるということを示唆しているわけですよ。それに対して、皆さんは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じてやりましたというだけの話だから、そこは、より具体的にやったほうがいいですよということなんです、僕が今言っているのは。

次に、関連しますから、請願・陳情説明資料の61ページ、62ページの陳情第157号、米軍大型トレーラーによる事故に関する陳情、これは県と県警察のほうで処理概要を書いています。だからこういうことに発展していくんですよということを言いたいわけですよ、基本的には。向こうは道路も小さいから、

そして一たん搬入したものに対しては、出入りがあるわけですよ、トレーラーですから。だから、個別的、具体的に要請しておかないと、米軍の場合は人間も変わるから、常に変わっていくから、変化していくから、ローテーションしていくでしょう。何回言っても同じなのよね、極端に言うと、人間が変わっていくわけだから。その都度きちっとしておかないと標識を立てたりですよ、やっていかないといけないですよと。ここは、今後具体的、個別的に要請を受けたら、それに対してやはり米軍当局に要請していったほうがいいですよと。さっきも言いましたから、これは言いません。そして、県警察に質疑いたします。これは、午前1時15分よね。ちょっと常識では考えられない。しかも、この道は狭い、僕も現場に行きましたので。そうしたら、その車両の幅、高さ、長さー重量は大体適当だと思うけれども、この辺はどうなんですか。道路交通法に違反している部分があったと思うのだけれど、どうでしょうか。

○北川秀行交通部長 この件につきましては、一応現場に行った警察官等がいろいろ処理しているんですけど、今おっしゃるような幅とかそういったものについてはクリアしているのですけれども、高さについては、うちのほうでは測定していません。ですから、それに違反しているかどうかについては、我々はちょっとわからないということです。

○吉田勝廣委員 いやいや高さが問題だから、街灯も松の木もパチミカスでしょう。高さが問題なのよ。見ていてわかるのに。

○北川秀行交通部長 大変申しわけないのですが、高さについては測定しておりません。幅とかああいったものについては測定されておりますけれども、高さについては測定漏れがありました。だから、はっきりした数字は今のところ出せないということです。

○吉田勝廣委員 道路交通法でいうと、あるでしょう高さ制限が。そうすると、その街灯をパチミカスためには、少なくとも4メートル以上はあるのではないかと僕らは想定するわけですよ、積載物のコンテナの高さが。そうすると松の木もやって、街灯もぶち壊したと。例えば、そういう深夜の、一般住宅のある道路ーここは提供施設だから勝手に24時間通ってもいいというようなことを米軍は言うかもしれないけれど、日米地位協定上ですよ。しかし、その近所は民家ですよ。そこを夜中の1時15分、しかもあれだけのものを1人で運転をする、これはちょっと変だねと思うのですが、どうですか。

○北川秀行交通部長 1人ではなく2人いまして、そういった面では、多分十分に注意していたと思うのですけれども、何せ夜間であるということ、余り明るくないということもあって、多分今回の事故はそういったものが要因としてあるのではないかと思います。

○吉田勝廣委員 仮に、高さをはかってこれが規制外—たくさん物を積んでいたと、高さが制限外であったと、その場合は道路交通法上、どういう処理になりますか。

○北川秀行交通部長 今おっしゃるように、確かにそれが違反だということのはっきりすれば、当然切符処理、検挙ということになります。

○吉田勝廣委員 僕も現場におりましたからね、恐らく積載物の高さが違反していたと思いますよ。逮捕まではいなくても、罰金刑であるとか、いろんな意味でのペナルティー、これは物損事故としか書いていないものだから、当然これはやってしかるべきではないかと。ちょっと申しわけないけれど、石川警察署は怠慢ではないかな。どうですか。

○北川秀行交通部長 現場にいた警察官が、物損事故ということで、そういう認識でやっているものですから、違反という認識はある、物損事故というあれでやっているものですから、多分そういうことになったのではないかと思います。ただ、怠慢というよりは、そこまで気が回らなかったのではないかなという気がします。

○吉田勝廣委員 例の名護市辺野古の事件もありましたね。こういう事故こそ、小さな事故の積み重ねが大事故を起こす可能性があるわけですから、やはりそこにちゃんと通訳官もいたはずで、高さについても聞き取りもできたはず。またこの車はずっと夜中から昼までそこにあるわけですから、そこは警察官として、高さをはかるということも。しかも街灯をバンミカシテいるわけですから、物損事故といえば物損事故、それで積載物については、ちょっと高さがあったのではないかなと僕だって思ったんですよ、素人だけれど。交通関係のお巡りさんが、そこをちょっと見逃すということは、だからそういうところが甘いのではないのかなと。県警察の甘さがそこにあるのではないかなと。もっと厳しさをシチャミカシテね—僕は何回もこういうことは経験しているもんだから。

そこのところを、やはりきちっと指導体制を強化して一多分はかっていたら、恐らく大きな積載物として何らかの形で罰則を科すことができたのではないかと思いますけれどね。

○北川秀行交通部長 罰則というか、積載物の高さ制限違反ということで、切符処理という形になります。それを事件として、身柄送致とかいった範疇には入らないと。ただ、切符処理をせざるを得なかったのではないかという感じがします。

○吉田勝廣委員 だから、そういうことを学習させるわけですよ。皆さん、ここに書いてあるではないですか、交通安全教育をさせると。そういうことを敏感にとらえて、こういうことをするときにはこういう学習をして、こういう説明が必要ですよということで国内法の適用をきちっとしておかないと、米軍はそれはわからないものだから。そういうことで、よろしくお願いします。

次に、請願・陳情説明資料の54ページ、陳情第140号の基地内のゴルフ場の件ですけれども、米軍族が経営する店というものはいっぱいありますよね。例えば、直接米軍当局が経営するさまざまなクラブであれいろいろなところがあり、もちろん沖縄県の方々も食事をしたり一実際に僕も食事したりするんですけども、その際に、例えばゴルフ場はゴルフ場で招待を受けたり、あるいはまた積極的にそこの経営者が宣伝をしていくと、外部に対して。ここは、おいしくて安いですよとか、基地に入って食事ができますよとかですよ。基地は全部日本の予算でつくって、そして経営は米軍族がやるわけですから、基地の中の店は当然安いわけですよ。そこにやはり税金が発生しないのはおかしいからと、いろいろ陳情が来ているわけです。例えば、基地の中のそういう娯楽施設に出入りする一ゴルフ場もそうだし、クラブもそうだし、いろんなところがありますよね。米軍が使うためにつくった施設を日本人が使うと、こういう形の施設はどういうものがあるって、大体どういう形で管理運営されているかについては、県は掌握はされておられませんか。

○又吉進知事公室長 今、委員御質疑の福利厚生施設等につきましては、日米地位協定第15条第1項(a)で書かれているということでございますけれど、PX、食堂、社交クラブ、劇場といったものがあると一ゴルフ場も含めまして。

○吉田勝廣委員 それはわかるんですよ。それわかるんですけども、そこに日本人が出入りしていると一実際出入りしているんですよ、僕もやったことがあ

りますので。だから、例えばフェスティバルがありますね、キャンプ・ハンセン、嘉手納飛行場でもありますよ、どこでも。そのフェスティバルのときにも、ウチナーンチュを含めたくさんの日本人が入るわけです。そこで、いろいろな物を購入したりするわけですね。また、例えばタクシーもありますよね。いろいろな意味でタクシーもありますよ、基地の中へのタクシーの出入りもありますよ。これは、日米地位協定上のものとはちょっと形態が違うかもしれませんが、そういうところを把握しているかということなんですよ、出入りの実態のようなものを。

○又吉進知事公室長 現実には、そこで日本人の出入りを許可するといったことにつきましては、これは管理権が先方にあるわけですし、今のところ確認をしたことはございません。ただ、やはり端的に出てきますのがゴルフでございます、これはゴルフ場利用税が徴収できないということで、これは税の公平性を著しく欠くわけでございます、そこに着目して、かねてから申し入れておりました、一時は使用させないという看板を嘉手納飛行場内のゴルフ場に掲げたと記憶しておりますけれど、県が把握しておりますゴルフ場を利用できる者というものは、もちろん日米地位協定上の軍人、家族、名誉会員、さらに招待された者、基地従業員、それから慈善事業があった場合はその参加者ということで限定されておりますので、それ以外の参加は行うべきではないということでございます。

○吉田勝廣委員 ゴルフ場が象徴的な問題であって、例えばフェスティバルなどをやる際に、恐らく何百万円、何千万円もうかると思うよね、基本的には。さっき言ったタクシー1台につき幾らとか払うお金も莫大だと思いますよ。だから、そういうところは日米地位協定上の管理権だけで、それは米軍の勝手ですよと、逆に。日米地位協定を盾にして、これは俺たちの範疇だから、俺たちに任せておきなさいと。そういうことをした場合、基地の中だから別に物品税とか余り関係ないことなんだよね。基本的には米軍が管理権を持っているわけで、別にだれが商売しようが何しようが関係ない。そういう解釈でできるのかと、米軍はそう思っていると思うのだけれども、そうではないわけですか。

○又吉進知事公室長 米軍の見解については私どもも承知しておりますが、おっしゃるように、やはり野放図というのですか、ここに日本人の利用を認めるということがあってはならないということでもあります。

○吉田勝廣委員 管理権は向こうが持っているわけだから、もちろん野方図とか、要するに日本の税金で建物などいろいろな施設をつくって、そこにいろいろな意味で、例えば、経営上どうしても日本人を入りたいとか、あるいはゴルフが好きな人を入りたいとか、そうしないとこの基地の中における経営がうまくいかないの、赤字になるので、ぜひ日本人の皆さんも入ってそこでやってくださいと、そうしないと経営が成り立たないと。だから、そういうところを一つ一つチェックをする必要もあるんですよということを私は言いたいわけですよ。だからわかりますよ、野方図に入れてはいけないとか、すごく当たり前のことだから。だけれど、経営権、管理権というものは向こうが持っているわけだからね。だから、向こうからすれば、俺たちが経営権を持っているんだと。基地の中では、県が何を言ったとしても、これは我々の範疇だよと。そう言われたら、今の物品税が取れないから、ゴルフ場利用税ですか、それが取れないからどうのこうの言ったとしても、聞く耳を持たないのではないの。

○又吉進知事公室長 基地内の福利厚生施設というものは、日米地位協定第15条でその目的が定められているわけでごさいますして、この目的外の利用というものは原則としてはすべきではないということでありまして、そういう形で何らかの客を取られているとか、そういう被害が生じているのであれば、これはしっかり検証していかなければならないだろうと思います。

○吉田勝廣委員 この件はちょっと終わります。1つだけ言えば、管理権に対して日本の法律がどう及ぶか米軍の管理下で、例えば日米地位協定第3条の公に対する何かというものがあるのだけれども、あれもなかなかうまく機能していない。要するに、ある意味ではその管理権を米軍はかなり拡大解釈をして、いろいろな方々を基地の中に入れると。だから、ゴルフ場にしろいろいろな福利厚生施設にしろ、その経営がうまくいかないの、経営がうまくいくためには日本人のお客さんが必要だよと。今僕が言った過程は、向こうの資料を調べたらよくわかると思います。そこらへんでとめておきます。

次に、今度は第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の協定—グアム移転協定のところですね。請願・陳情説明資料の18ページ、陳情平成21年第42号のグアム移転協定に係る陳情の件ですが、SACO合意とグアム移転協定の相違点みたいなものは、どこがどう違うのですか。ちょっと根本的なところから聞かせてください。

○親川達男基地対策課長 グアム移転協定は、その前の再編実施のための日米のロードマップ、これで定められた沖縄からの海兵隊の移転を確実にするため、とりわけ資金供与の部分を確認するために締結されたものだと説明されております。

○吉田勝廣委員 だから、グアム移転協定とS A C O合意の相違点について。

○親川達男基地対策課長 グアム移転協定は再編実施のための日米のロードマップを前提にということで説明されております。そこでS A C Oということは、特に触れられておりません。

○吉田勝廣委員 S A C O合意とグアム移転協定はどう違いますか。相違点はありますかと聞いているのですよ。

○親川達男基地対策課長 S A C Oは、沖縄県の負担軽減のための合意でありまして、再編実施のための日米のロードマップについては、日本全体を含む米軍の再編を含んでおります。その内容については、S A C Oの内容も含んでおりますけれども、グアム移転協定については、S A C Oの当時は特に表明されておられません。そういった内容の違いがあります。

○吉田勝廣委員 皆さんわかりますか。ちょっと僕はわからないけれど。S A C O合意は、基本的には沖縄県の基地負担を軽減するために、日米両政府が取り決めた1つの合意書で、グアム移転協定は再編実施のための日米のロードマップに伴う世界規模での編成に伴う日米のいわゆる条約だよ。これは協定だから、ある意味では日米間の合意事項であるわけです。僕が今聞きたいのは、グアム移転協定というものは、国内法より上位法と見るのか見ないのか。そこを聞いたかったから、そういう話をしているのです。

○又吉進知事公室長 グアム移転協定というものは、いわゆる再編実施のための日米のロードマップを基本として、これを実現するためのいわゆる予算的な裏づけといったものを、日米両国で定めた条約であると。条約でありますので、一般論としましては、国内法より優先するという原則がありますが、この協定締結時に外務省に照会しておりますけれども、これをもってグアム移転協定を根拠として、例えば、環境アセスメントでありますとか、そういった法令を優

先させていくものではないという説明を受けております。

○吉田勝廣委員　いわゆる世界規模の再編に伴う協定を結んだと。僕がちょっと問題にするのは、要するに再編実施のための日米のロードマップを進めていくためには、もちろん予算措置も必要、そして普天間飛行場の移設、返還と非常に関係があるわけでしょう。そうすると、今沖縄県は県外移設を求めている形で—従来はV字案に賛成したくなかったかもしれないけれど、要するに普天間飛行場の代替施設として、名護市辺野古地域を想定して進んでいたと。しかし、それが情勢の変化によって、県の方針は県外移設を求めることになった。県外移設を求めている方針に変更をしたと。この再編実施のための日米のロードマップにおけるさまざまな、例えばグアム移転における予算の関係、それから再編実施のための日米のロードマップの普天間飛行場の代替施設に移行するという関係があるわけですね。普天間飛行場の移設先を県外へ求めているわけだから、この皆さんの処理概要は、在沖米海兵隊のグアム移転を着実に実施ということにはならないのではないのかなという思いがしたから、ちょっと今聞いているわけです。

○又吉進知事公室長　整理をしますと、まず再編実施のための日米のロードマップがございまして、当該ロードマップの中には、当然代替施設を名護市辺野古沖付近につくるということが明記されております。さらに、海兵隊要員と家族をあわせて約1万7000人のグアム移転といったものが主にありまして、あるいは嘉手納飛行場以南の施設の返還と、グアム移転の部分の費用負担—両国合わせて約102億ドルのそれぞれの負担割合について、当該ロードマップに書いてありますけれども、グアム移転協定はそれを確実にするために改めて条約を結んだということとございまして、今県におきましては、その費用負担の前に現在、代替施設の前提となる代替施設の計画そのものが、このロードマップで想定されている形になっていないと。そういう認識がございまして、さらにその後、日米共同発表といったものもあったわけとございまして、このグアム移転協定のいかんにかかわらず、この代替施設については、県外にもっていくべきだといったようなことを申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員　要するに、さっき言った協定、条約は上位法かどうかという説明を求めたときに、これは環境アセスメントを実施するといった国内法より上位法ではないですよと、要するにその協定に基づいて環境アセスメントをすることがないということと日本政府は言ってきたと、それはわかります。もう

一つは、その移転というものがなければ、これまでも嘉手納飛行場以南の返還とか、そういうことはなかなか難しいのではないと言われてきたわけですね。例えば、グアム移転協定第3条にこう書いてありますよ。「移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。」と書いてあります。だから、そういうことを書いているとするならば、沖縄県は県外移設を求めるけれど、政府はこの条約に縛られるわけでしょ、基本的には。どうですか。

○又吉進知事公室長 締約国としての義務は課されているということです。

○吉田勝廣委員 そうしてくると、我々が日米共同発表の見直しを求める意見書、決議と普天間飛行場の国外・県外移設を求める意見書を県議会で可決しました。しかし、政府は条約を重視する義務があると。条約を重視する義務があるならば、基本的には、この再編実施のための日米のロードマップに従って動いていくと。例えば、日米安全保障条約改定から50年、日米地位協定も締結されてから50年になるわけだよ。そうするとこれも協定だから、ある意味では僕らがそう言ったとしてもかなり壁は厚いのかなと。壁が厚かったら、それは全県民的な課題でこの壁を打ち破らないといけないわけだと思わなければならない。その壁は条約だから、政府は重視したいということだったら。それに対して、僕らが言っていることは、県外移設を求めると。そうすると、それから日米共同発表を見直すようにという意見書を我々は可決したけれども、実際その日米両政府の壁は、僕は分厚いと思うんですよ。分厚いから、ある意味では知事もそれから県議会も沖縄県民も含めて総ぐるみになって闘わなければ、この壁はぶち抜くことができないぞと。そういう決意は、基本的に県側にもあるのかということなのですね。

○又吉進知事公室長 壁が厚いということに関しましては、これは条約が現実にあるわけでございまして、しかしながら県外移設ということをお求めしていくわけでございます。したがって、県外移設を求めるという点では、恐らく県議会の意見書と一致しておりますので、そこは連携をとってしっかり政府に求めていくということはお変わらないと思います。

○吉田勝廣委員 それでこれからの課題として、例えば県外移設を求めると、

将来、例えば基地もさまざまな動きがある、世界状況もですよ。中国を含めていろいろな国の情勢の変化が伴う。その変化が伴っているということは、私自身は沖縄県にとってはちょっといい条件ではなくて、悪い条件で進んでいるような感じがします。北朝鮮－朝鮮民主主義人民共和国にしろ、台湾問題にしろ、尖閣諸島の問題にしろ、それから中国のいろいろな問題や課題にしろ、そういう面からすると、沖縄県にとってきついのかなという思いはしますけれども、これからの沖縄県の基地関係の問題を解決していくために、この大きい壁をぶち破るためには、県外移設を求めるということから、ある時期にはもっと進化して、もう県内移設はだめだよという県内移設反対ということで－県外移設を求めるということは、僕はイコールにかなり等しいと思っているのだけれども、やはり具体的に明示する－表現的にですよ、表現的に僕は等しいと思っているのだけれど、県民がこれをぶち破っていくためには、恐らく県民がぶち破ろうとするときには、もう県外移設を求めるとはなくて、アギジャビョーと言って、県内移設反対というか、県が特にだめだというかたい決意みたいな、ここまで進化していくこと、その方向性としてはどうかね。やはり県外移設を求めると終わってしまうのかね。

○又吉進知事公室長 現時点で、県は知事の発言にありますように、県外移設を求めると明言をしているわけでございまして、その方向で政府に対処していくということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第150号、請願・陳情説明資料の58ページの東村高江区のヘリパッド建設についての陳情ですけれど、今の建設の状況をちょっと教えてください。

○親川達男基地対策課長 国に随時問い合わせをしているところですが、現在のところ、工事を行うとか再開するという予定はないと聞いております。

○山内末子委員 この問題につきましては、県は一貫してS A C Oの合意のもと、基地負担の軽減につながるということで、これを推進していこうという立場ではございますが、実際にこのヘリパッドの建設－東村高江区の住民地域の近くにヘリパッドが建設されることがなぜ必要かということで県はどう考えて

おりますか。

○又吉進知事公室長 なぜここにこれが必要かという説明は、実は受けておりません。したがって、そういったことも含めて、地域住民にしっかり理解をさせるように説明してくれということは申し上げているわけです。

○山内末子委員 本当に今、普天間飛行場がいかに危険かということで、それをどこかにもって行ってくれということ一名護市辺野古の問題が出てきているわけですね。ですから、そういうことを考えると、本当に危険なものが住民の住宅の近くに来ることについて、まず県がなぜ必要かということ認識をしないで—こういう形でSACOを推進することによって基地負担の軽減につながるからといって、その理由を知らないまま、これをゴーとするものの根拠というものが、私にはちょっと理解できないのですよね。その辺の根拠というものをしっかり県としても持っていなければ、住民としては、自分たちの生活がかかっていますから、その件について疑問に思っていることを意見として出して、そういう答えを求める作業が今あるわけですね。県としても、それについてしっかりと持たないといけないのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

○又吉進知事公室長 ちょっとお答えになるかわかりませんが、この北部訓練場の返還というものがまずありまして、そこでヘリパッドを残余の部分に移設部分から移してくるということで、この計画が進められ、提示があったときに、やはり住民の負担、住民の危険性があるならば、その計画を進めるに当たって、どこまでその安全に配慮するのかと、あるいは自然環境に配慮するのかということ照会をいたしまして、一定の回答を得たということでございます。もちろん、それが住民地域に近いということは認識しておりまして、さらに地元の意向もしっかり聞いた上で、危険を回避するようにと申し上げている立場でございまして、山内委員のおっしゃる最終判断というのですか、そういう見解というものは、現在、そういうやりとりの中で固めつつあるということです。

○山内末子委員 これにある残余の部分という形で出されておりますけれども、あれだけの広大な訓練場の現存のヘリパッド、住民地域からは大変遠いところにあるヘリパッドが住民の近くに来る、これが残余の部分ということで定義をされて、それがそのまま残余の部分にヘリパッドが建設されることによって、その他の面積の大部分が返還されることが基地負担の軽減だと。そういう

意識の持ち方も、残余の部分にいる住民からすると、私たちは昔からこちらに住んでいた、残余の部分ではないですよと、こっちに書かれておりますよね。住民の人権とか、そこに住む生存権というものを県はどう考えているのかということが、とても不信感というのですか、住民からすると。県も一緒になって、その部分をもう少し詰める作業というのがまだできると思うのですけれども、その辺のことについて、もう一度お願いいたします。

○又吉進知事公室長 結果として、住民地域にヘリパッドが近づいてくるといふことは、これは県としても看過できないと考えております。したがって、先ほど申し上げましたが、何度も沖縄防衛局に問い合わせ、住民生活あるいは自然環境への配慮というものを求めておるわけでございまして、一定の回答は返ってきました。しかしながら、まだ地元と沖縄防衛局の間でさまざまな話し合いが行われていると聞いております。県としましては、やはりとにかく極力可能な限り住民の安全が守られる、人権が守られるという形でこの計画は配慮されるべきだという立場で、今後とも申し入れていくということでありまして。

○山内末子委員 知事は、今名護市辺野古については、やはり住民の意思を尊重すると、県民の思いがやはり一番だということで、名護市辺野古についてはノーという姿勢を示してきました。そういうことを考えると、知事のこの主張というものは、今東村高江の住民の皆さんたちが主張していることと同じですよ。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 やはり、そこで移設をめぐって1つの方策が示されていると。しかしながら、やはり地元の住民からすると、懸念が現実にあるわけです。したがって、その懸念をいかに最小のものにしていくかーベスト、ベターという言葉がよく使われますけれども、やはりできるだけ最小の負担というものを追求していくという意味では、これは名護市辺野古の問題と共通する考え方であると思います。

○山内末子委員 共通する考え方であるとするならば、今この中で示されている本当になぜ住民の住宅地域に基地が建設されるのかわからない部分、それからオスプレイとかどういった機種が来るかわからない部分、どういう形態になっているのか本当に未知な部分が大変多い中で、説明不足だと、だから私たちはそれについてはノーだという住民の声があるわけですよ。ですから、知事が言っている名護市辺野古の問題についても説明不足だ、国がなぜ名護市辺野

古に返っていったのかということをしつかり説明してくれと、説明してくれない以上は、自分たちもその姿勢というものは崩さないという強固な姿勢に変わってきているわけですから、この問題とこのヘリパッドの問題も、私は同じように今はもうスライドをしていって、しつかりこの件については推進していくという立場ではなくて、もう一度求めていくという作業に、ここも知事は変化していてもいい時期ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 説明の問題ですが、もしその地元の方々に説明不足だという御指摘があれば、それは真摯に受けとめるべきであろうと。ただ基本的に、この東村高江の問題につきましては、これは繰り返しになりますが、それによってもたらされる米軍基地の整理縮小といったものが、やはり着実に行われる必要があるという観点でございまして、その際にはやはりこのヘリパッドをめぐる環境、住民生活の負担を最小限にすべきであるという姿勢は、これは一貫しております。

○山内末子委員 お互い一方通行だと思いますけれども、でも知事が言っている名護市辺野古の問題とこの問題というものは、私は同じだと思っているんですよ。だからそういう意味では、本当に今必要なのかと、本当にこの東村高江のヘリパッドの建設が、基地負担の軽減につながるかということころは、県も根本からもう一度見直していく作業が絶対に必要かと思っておりますので、その辺はもっともっとしつかりと、知事とも詰めるべきだと考えておりますので、知事選に向けても、どういう形でこの問題も進めていくのかという大きなポイントだと思います。名護市辺野古と東村高江というものは、連動した訓練というものを考えていたからこその訓練の移設があったかと思っておりますので、名護市辺野古がだめになるとか、いろいろな形が出てくるわけですから、今何もないわけですよ。そういう意味でも、その問題については、本当に小さな地域のことで、割と後ろ向きになっている部分があるのかなと思いますので、もっとしつかりと詰める作業をしてほしいと思います。

次に、文化環境部にお願いいたしますけれども、この間ヤンバルの森が国立公園の候補地として選定されましたけれども、そういうことからしても、あの地域が本当に重要な地域になっていくということで、この部分について皆さんからの処理概要の中で、貴重植物移植の経過報告の公開については、事業者である沖縄防衛局において判断されるものという回答がありますけれども、実際どういう現状になっているのでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 現在、移植された貴重種は、N-4地区におきましては11株、それからH地区におきまして41株、合計52株移植されております。

○山内末子委員 移植されてはいますけれども、その生息状況としてはどうでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 昨年11月に、米軍基地関係特別委員会の現地視察というものがあつたと思ひますけれども、そのときにN-4地区のほうの視察をしましたがけれども、そのとき11株中4株が枯れたという報告がありましたけれども、それ以外の報告については、現在、まだこちらのほうでは受けておりません。まだ、連絡というか報告はありません。

○山内末子委員 その地域というかヤンバルというところは、10月18日から生物多様性条約第10回締約国会議-COP10が開催されますけれども、世界的にも本当にそういった観点からも大変重要な地域だと言われております。そういう中で、基地内の中でもありまけれども、そういう観点からも、県はしっかりと沖縄防衛局だけではなく、県独自のそういった種についての自分たちなりの守っていく作業というものはやっていないのですか。どうでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 世界自然遺産登録に向けて、ヤンバルの森等いろいろありますけれども、それについては、基本的には国立公園化だとかそういった保護担保措置を強化していくということがありますけれども、これについては環境省のほうでやっております、それについて県のほうは協力するという立場にあります。また、それ以外に外来種対策というものがありまして、マングースとかいろいろありますけれども、これは県のほうが独自に毎年予算を確保して対策をするということ、それからそういった登録に向けては、地域の合意形成というものがありますけれども、この3本柱で一特に保護担保措置については、先ほども規制とかそういったものについては国のほうでやると、外来種対策については県のほうが中心となってやるということで、合意形成については当然県と国が一緒になって、その市町村も交えてやっていくという形で、そういった自然遺産登録に向けて、今手続は進めているという状況であります。

○山内末子委員 その貴重種についても、本当に県がしっかりと一昨年私たちも見てきましたけれども、あれから1年になるんですよ。あれから1年になっていきますので、そのときに4本が枯れていましたので、もしかしたら残っている

のかという心配もありますから、そういった点からも積極的に問いかけていただいて、ぜひそれを守っていくような作業も、県としても本気でやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。あともう一点だけ、請願・陳情説明資料の48ページの陳情第79号ミサイル模擬弾安定板の落下に関する陳情の中で、昨今本当に事故が大変多いのですけれど、こういった飛行機の事故というのは、そういうものが去年からの1年間でどれだけあったのか、件数をお願いいたします。

○親川達男基地対策課長 県が把握している直近の統計では、平成21年の1年間ですけれども、航空機関連としまして10件把握しております。

○山内末子委員 10件というのは、沖縄県内ですか。

○親川達男基地対策課長 これは県で確認したものということで、例えば基地内に緊急着陸したとかそういったものの県内の件数です。

○山内末子委員 その事故の中で、負傷者あるいは被害があるものについて教えてください。

○親川達男基地対策課長 今把握している件数では、もう一度確認すると負傷者はいなかったと思います。

○山内末子委員 私の記憶では、直近でこの間嘉手納飛行場でパンクをした事故がありましたけれども、そういった事故があったときには、一番最初の通報自体は県のどこにまず来るのでしょうか。

○親川達男基地対策課長 そういった通報体制というものがございますけれども、米軍関係の一例えば事件の報告については、知事公室の基地対策課のほうに来ることになっております。

○山内末子委員 深夜、早朝、そういうときにはどこに来るのですか。

○親川達男基地対策課長 一応24時間体制で、担当職員の携帯電話に連絡が来ることになっております。

○山内末子委員 担当としては24時間、事件・事故に対応しているのとらえてよろしいですか。

○親川達男基地対策課長 はい、担当者と基地関係の責任者である知事公室長も一緒であります。

○山内末子委員 最近、外来機の飛来が多くなったり、いろいろな意味で騒音に対する被害もそうですけれども、そういう危険性を住民がすごく感じている中で、通報体制とか一もちろん未然に防ぐのがあれですけれども、いざというときのそういった処理の体系というものは、しっかりとそれはとられていると理解してよろしいでしょうか。

○親川達男基地対策課長 この通報体制で一特に航空機関連の事故については、沖縄国際大学への事故以後、航空機事故への取り組み、通報体制については強化されておりました、県内に危機管理官もおりました、そういった中で、とりわけ航空機関連事故に関しては強化されておりますし、その他の事件・事故についても、通報の時間については多少一通報の連絡の時間におくれがあったこともありますけれども、その辺は県から、随時早急な通報体制を確立するようというこの申し入れは行っております。

○山内末子委員 そういった通報体制に対するマニュアル的なものは、まだでき上がっていないということですか。

○親川達男基地対策課長 既に、政府間での合意でそういった通報体制は確立されております。

○山内末子委員 その体制のマニュアル的なものというのですか、いつどこに、どういう形でどこにまず最初に連絡があって、どういう形で連携しているのかという、そのようなマニュアルがあれば後でいただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○親川達男基地対策課長 提供いたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 請願平成20年第1号外に関して、1点だけなのですけれども、6月定例会の米軍基地関係特別委員会でも若干話をしたのですが、今沖縄県の基地事情に対する県外、国外に対する広報活動に一たしか知事公室長はいろいろな手法で情報を発信し、そしていろいろな発信方法を考えるという答弁をいただいたわけですが、あれから3カ月以上がたって、今どういう流れでそういう沖縄県の基地事情を外に広報、発信しようと考えているのか教えてください。

○又吉進知事公室長 従前からやっていることではありますが、沖縄の米軍基地というこういう冊子がございます。これはすべて、ホームページでとれるようになっております。また、沖縄県のホームページの中には、基地対策課あるいは普天間飛行場問題に対する県のスタンスがきちっと明記されております。インターネット的には、そういうことができると。後は、知事の記者会見等を通じて、適宜発信をしているということでございます。

○玉城満委員 これは、海外の人も閲覧できる英字バージョンとか、そういうものは入れてありますか。

○又吉進知事公室長 英語版のページも用意してございます。

○玉城満委員 僕はつい最近感じたのは、東京都、大阪府へ行ったり、とにかく本土に行くほとんどの人がこれは知らないわけです。マスコミが新聞紙上で、今回の政権交代以来、そういう沖縄県の基地事情を知らしめたということがあるわけですね。それで、海外であっても僕はそうだと思います。特に、アメリカの場合ですよ。今回の基地移転のてんまつを文章化して、インターネットで紹介するだけで、僕はアメリカの世論が動くのではないかなと見ています。なぜかというと、アメリカの世論は—ジュゴンがあるし、今回の生物多様性条約第10回締約国会議—COP10、これも沖縄県が一番のモデル地域にまず手を挙げることで、もろもろの自然環境の問題とか、そういう動物愛護の問題とかそういうものを含めると、アメリカに発信するだけで、アメリカはこれはもう手が出せないと白旗を上げる可能性だってあるわけですね。だから、そのようないまい情報の発信の仕方をもう少し研究する必要があるのではないかと僕は思いますね。その辺はいかがなものでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃるのは、大変重要な御指摘だと思います。

ただ、海外への発信につきましては、知事の2度の訪米でありますとか、あるいは適宜、過去の県政においては、ニューヨークタイムズに1面広告を出すとか、さまざまな試みをやったわけですが、現状は委員のおっしゃるように、必ずしも十分ではないという認識がございます。したがって、これは大変貴重な御提言でございますので、やり方を含めてもうちょっと戦略を練る必要があるかなと思います。

○玉城満委員 今民間で一生懸命やっている人たちがいるんですよ。提案をして、こうしたらアメリカはギャフンとなるよと。そういう戦術があるかと思えますので、ぜひ知事公室内の会議だけではなくて、民間でそういうことに一生懸命提言される人たちがいるので、そういう情報戦略というものも、今後基地負担軽減の一番の武器ではないかなと一武器と言ったら怒られるけれども、手法ではないかなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○又吉進知事公室長 御提言はしっかり承りまして、検討したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

次に、嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて、県の対応を御説明いたします。

普天間飛行場では、ヘリコプターによる住宅地上空における低空飛行や固定翼機の飛行訓練などにより、周辺地域における騒音が激しい状況が続いており、県が行っている航空機騒音測定結果によると、平成21年度において9測定局中3局で環境基準値を超える騒音が発生しております。

このような中、去る9月21日、米軍は、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に、航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更する、いわゆるダイバートの可能性が高くなると発表しております。

最近の普天間飛行場をめぐる状況については、F A18戦闘攻撃機やF 15戦闘機の飛来による騒音が激しく、県の航空機騒音測定では、上大謝名局において10月5日13時59分に123.6デシベルを記録するなど、周辺住民に対し従来のレベルを超えた著しい負担を与えており、極めて憂慮すべき事態であります。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置する危険性などにより、従来から周辺住民は過重な負担を強いられており、これ以上の負担は到底容認できるものではありません。

県としては米軍に対し、普天間飛行場周辺住民にさらなる負担を与えることがないように、強く要請したところであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 先ほどの話の中で、10月5日の訓練中に123デシベルの騒音を測定したとのことですが、私は、これはまさに異常な状態だと思っております。ちなみに、この123デシベルという大きさー騒音というものの程度というものは、どういった感じでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 例えば、ジェットエンジンの近くにいる音に匹敵するとか、あるいは、電車が通過する際のガード下といったところに近いような大きさではないかと理解しております。

○山内末子委員 もう、これは異常な事態だとしか言いあらわせないほどのものだと思います。これまでも、普天間飛行場周辺の住民は、ヘリコプターによる墜落の危険や騒音の被害に苦しめられてきた経緯があるわけです。そんな状況の中で、さらにダイバートということで、より負担がふえることがあってはならないし、許されることではないですので、毅然とした態度をとっていただきたいと思います。それから、先日、宜野湾市役所前の市民広場が、突然閉鎖されたということの報道がなされました。ダイバートとの関連でどうなっているのかについての経緯を教えてください。

○又吉進知事公室長 我がほうとしても、報道を通して承知したということでございます。詳細な内容は承知しておりませんが、宜野湾市役所向かいのいわゆる市民広場といいますか、その入り口が米軍によって閉鎖され、そこへの出入りができなくなったと、また、それによって利用者の車が出られなくなったといったことのようにです。

○山内末子委員 県としては、どのような対応をとっていらっしゃいますか。

○又吉進知事公室長 現時点で、特に申し入れといったことは行っておりませんが、情報収集に努めているところであり、今後も続けていくということでございます。

○山内末子委員 ここは、土曜日、日曜日などは、多くの市民が出入りし、特に子供たちが野球をしたり楽しんでいる場所でもありますので、子供たちに迷惑をかけることがないよう、情報収集するのはもちろんですけれども、抗議するぐらいの強い姿勢でちょっと臨んでいただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○又吉進知事公室長 これは私どもの理解では、提供施設の中であったと。したがって、その管理権の問題とかいろいろあるとは思いますが、しかし、現実に市民生活に支障なり影響が出るということであれば、これは市民の視点に立って、申し入れていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 しっかりと共通認識する意味で、宜野湾市役所のその向かいの一我々は市民広場と言っているのですけれども、そこは提供施設ではあるのですが、日常的に開放されていて、新聞記事にもあるように、そこでは子供たちが野球の練習をしたり、大学生がソフトボールとか野球の練習をしているのですね。また、お年寄りがグラウンドゴルフとか、そういうことを日常的にやっているわけなんです。たまたまというか、このダイバートのための訓練が普天間飛行場で開始されたものですから、それについて爆音がひどくなっているということで宜野湾市野嵩のゲート前で抗議集会をしたわけですよ。そうすると、ここの距離は全然違うところにあります。そこで、新聞記事にもあるように、米軍の嫌がらせとして、このゲートを閉めてしまったというわけです。中にはたくさん車がとまっていた状況で出られなくなったということで、その後連絡したことで何台かは出ていますけれども、今の状況は御存じですか。

○又吉進知事公室長 きょう、きょうの時点については、承知しておりません。

○新垣清涼委員 きょう、きょうについては私も見てはいないのですが、金曜日か木曜日まではまだ閉鎖されていて、中には車が何台かあるのです。そういう状況が続いていますので、例えば、米軍の提供施設であっても、市民がこれまでずっと日常的に使っていた場所ですから、そういう意味では、やはり市民生活のためには、県としても申し入れをする必要があると思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 私の記憶では、たしかあれは第42回国民体育大会—海邦国体のときだったと思いますが、駐車場として提供されたことがあったと思います。したがって、行政がそういった市民生活の利便とか、そういう観点から申し上げることは可能だと思いますので、そこは努力したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 確認ですが、過去に普天間飛行場へのダイバートのケースはあったのですか。

○又吉進知事公室長 正確な日付は—今手元に資料はないのですが、こういう形で嘉手納飛行場で補修工事を行うときに、嘉手納飛行場の所属機が普天間飛行

場を利用するという事は、過去にもあったようでございます。直近では、平成19年に滑走路が閉鎖する事態になって、大挙-11機ですか、普天間飛行場におりたということが問題になったことがございます。ただ、事前にダイバートが発生する可能性について、リリースというのですか、通報があったのはこれが初めてです。

○上原章委員 今回、1年半という非常に長期の形で通告が来ているみたいですが、特に嘉手納飛行場というものは、極東でも大きな飛行場なんですけど、この2本の滑走路を順次改修するという事も過去にあったのでしょうか。

○又吉進知事公室長 あったようでございます。具体的に改修するという事は公表されておられませんけど、定期的に行っていると聞いております。

○上原章委員 こういった改修工事というものは、前々からわかることであって、それが一番危険な普天間飛行場に緊急時の滑走路として使うということ自体、これはちょっとおかしいなと思ってはいるのですけれども、本来なら事前に改修することがわかっているのであれば、仮の滑走路確保というものは本来前もって一国内にもそういった利用ができる岩国飛行場とか相当あるわけだから、何で普天間飛行場で訓練などをしないといけないのか、理解できないんですけれどもね。もう一点、報道によると那覇空港の使用もあり得るということですが、事実確認はされていますか。これは事実なんですか。

○又吉進知事公室長 米軍は、那覇空港を含む周辺の飛行場を利用する可能性があるという説明をしております。

○上原章委員 それこそ、本当に今の沖縄県民の感情を逆なでするような振る舞いだなと。県はこの件に関しては、もっと強く断じて許さないという姿勢を見せるべきではないかと。最後にお聞かせ願えませんか。

○又吉進知事公室長 米軍の説明によれば、緊急事態が生じたときにということになっているのですが、やはりそういった事態をまず生じさせない努力というものが、やはり県民に示されなければならないと考えておりまして、引き続きそういう安全確保、安全管理を徹底するように申し入れてまいります。

○上原章委員 ぜひ、訓練の名のもとに、こういうものが当たり前のようにさ

れている可能性もありますので、ぜひ強い県の姿勢を見せていただきたいと思います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 私はこの事態が、米軍の占領意識というのですか、やはり沖縄戦で米軍なりに犠牲を払って奪った—ある意味で戦利品というのか、本当に占領者意識丸出しだなと。これだけ県民が一知事もさっき言った普天間飛行場の県外移設、とにかく危険性の除去ということを行っている。そういうときに、本当に何というか、許せないというんですか、私たちの尊厳ですよ、本当にそういう面で真正面から攻撃というか、相対立してきている。だから、いかに米軍であれ、それはやはり控えるべきだと思うんですよ、少なくともこれは。それともう一つは、先ほど新垣清涼委員からもありましたけれど、この市民広場の問題も、普通は使われているのに、急遽嫌がらせ的に急に閉めたものだから、宜野湾市議会も30分ストップして、慌てて職員も皆さんも駐車場から車を出すと。それでもなお米軍は一方的にやって、結局は連絡がとれなかった市民の車がそのまま出られないような状況になっている。これは、本当に許せないですよ。だからそういう意味では、やり方が非常に乱暴。そういう面で、よき隣人というよりも、お前らは何を言っているのかと、我々の力を知らないのかと、こういう本当に占領者意識丸出しで向かってきているのではないかと。絶対にこんなことは、許してはいけないと思うんです。だから、先ほどの広場の封鎖を解きなさいということと同時に、これでは本当に危険性の除去と言いながら、この言葉がむなし。そういうときに、どういう姿勢を示すかということは、毅然とこんな演習はやめろということで、徹底して抗議をすとか、僕はそういう面では党派を、立場を超えて、宜野湾市長と一緒に知事も要請に行くとか、そういうような課題ではないかなと思いますよ、周辺の自治体関係者を含めて。これは、本当に許せないというか、こんな乱暴なことを平気でやるのかと、これは植民地以下というのか、そのように僕は怒りを持って受けとめているんですけど、どうですか。

○又吉進知事公室長 先ほどの答弁で申し上げたように、実態として市民生活に影響が出るような事態が生じているということは、これは重く受けとめております。もちろん、事実確認というのですか、市民生活がきちんと維持できるようにということで求めてまいるわけですが、まず米軍側がいかなる判断で、

いかなる事情においてこういう措置をとったかも含めて、しっかり検証していきたいと考えております。

○前田政明委員 そうだったら、那覇空港も使うらしいではだめなんだよ。こんなことをやるべきではない、これでは安全も守れないし、そういう軍事利用はやるべきではないということを、少なくともしっかりと知事が普天間飛行場の使用もやめるべき、当然この那覇空港でもこんなことはやめるべきというような明快な立場を表明していましたか。

○又吉進知事公室長 これまで民間空港、あるいは港湾等については、緊急事態以外は使うべきではないと再三申し入れているわけです。ですから、このダイバートについては、米軍が緊急事態と言っているわけですが、本当に緊急事態なのかどうかというような、そういう判断があるかと思えます。しかし、いずれにしましても、従前から那覇空港は米軍が使用すべきではないというスタンスは、これは一貫しております。

○前田政明委員 終わりますけれども、条件つきとか緊急事態とかということは、県が使うべきではないんですよ、そういう言葉は。運用は彼らがやっているわけだから、嘉手納飛行場やその他を含めてですよ。要するに、軍事的な云々といったら終わりでしょう。私は、少なくとも、これはやるべきではないということで、相手の立場の緊急事態などというようなことを、こういう事態のときには、相手の逃げ場になるような—それはいろいろな日米地位協定やその他はあったとしても、こういうことはやるなと、許せないということを明言をして対応すべきだと思います。そこは、これ以上やっても始まらないから、本当にこんな屈辱的なことを許してはなりませんよ。そういう面では、毅然と無条件でこれは使うなということを、そういう立場で対応してほしいことを述べて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 知事公室長、9月定例会における去る9月28日の自由民主党の代表質問の中でも、その件について質問させていただきましたけれども、そのときの質問内容は、普天間飛行場はヘリコプター基地であり、それだけでも危険な基地であるにもかかわらず、そこにジェット戦闘機が離着陸するという

ことは、それは危険この上ないということにつながりますと、ですから、そう
いったことを避けるためには、県はどのような対応をしますかという質問におけ
る答弁の中で、この18カ月間の嘉手納飛行場の整備状況の中で、着陸できない
とき、緊急時に普天間飛行場あるいは那覇空港を使いますよという答弁で、ま
た新聞でもそのように出ているわけですけれども、実際、ダイバートなるもの
をなるべくはさせないように要請するという答弁もあったと記憶しているの
ですが、具体的にはどのようなことを要請していますか。

○又吉進知事公室長 これは普天間飛行場あるいは嘉手納飛行場もそうですけ
れども、やはり共通認識として、住民が過重な負担を負っているということで
ございまして、1つは航空機騒音規制措置がしっかり守られていないというこ
とで、これを守ってくれであるとか、そういったことを従前から言っているわ
けです。したがって、今おっしゃったジェット機の飛来についても、これ
は極力負担を軽減する形で自粛すべきだと、そういう趣旨の要請はやっており
ます。

○仲田弘毅委員 普天間飛行場には着陸はしていないわけですよ。ローアプ
ローチという表現で、タッチアンドゴーみたいな形でやられているのですが、
実際は123デシベルぐらいの騒音ということで、大きな被害をこうむっている。
これは、もう私たちの仲井眞知事が常日ごろからおっしゃっている米軍の基地
被害は最小限にとどめると、縮小していきますということで努力してきたこと
とは全然全く逆の状態だと思うのですが、今の現状が18カ月間続くのですか。
それについてはどうですか。

○又吉進知事公室長 運用については、その情報は得られないわけですが
も、先ほどお話がありましたいわゆるローアプローチについては、これが委員
がおっしゃるようにダイバートとの関連でどういうことなのかということは、
今米軍に照会しております。これが、ダイバートのための訓練なのかというこ
とについては、照会しているところですが、具体的な回答がない状況
でございます。いずれにしても、先ほど申しましたが、123云々というデ
シベルを記録しているという実態を、県は大変憂慮しております。これはは
っきり申し上げて異常な事態だと考えております。したがって、そういっ
たことも含めまして、強く米軍には申し入れていきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 これは、普天間飛行場の代替移設先の問題を含めて、大きな

関連があるわけですから、普天間飛行場周辺地域の皆さんの過重な負担を軽減していくためにも、やはり知事公室長を中心にして、本当の意味で体を張ってでも地域の皆さんを守るんだという県の姿勢をしっかりと示していただきたいと、そのように要望しておきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 先ほどの答弁の中で、嘉手納飛行場の滑走路の改修工事が定期的に行われているようだという事でしたが、地域住民にとっては、実感としてそれがあつたんですよ。例えば通常、爆音がひどい、騒音がひどい地域というのは、大体この辺だというものがあるのですが、今回の改修工事があつたために、これまでそれほどひどいところに比べれば、そうでもなかつたようなところまで、例えば地域でいえば、うるま市みどり町のうるま市役所のほうまで、最近では爆音がひどくなつてつる。それはどうも嘉手納飛行場の滑走路改修工事のせいではないかということがあるのて、その辺は改修工事がつたために普天間飛行場や那覇空港へのダイバートということて、改修工事を理由とした場合に、飛行経路というのてですか、通常の訓練飛行の経路も変わつてくつると思つたんですよ。それに与えるその地域の爆音の影響、騒音の影響という範囲も変わつてくつると思つたのですが、その辺の細かい何というのてですか、訓練の飛行経路も含めてのやりとりなどは、米軍ときちつとやつたことはあつたのてですか。

○又吉進知事公室長 航空機騒音につつましては、24時間監視をしてつるわけてござつます。さらにその発生回数につつても、地元自治体と連携して把握してつるということてござつまして、それに委員がおつしやるようなあつる種の傾向というのてですか、そうつたものが見えつた場合は、その理由を正す必要があつると思つます。ただ、ちよつと今手元におつしやるような現象が起つてつるかどうかということてござつませんで、そこは確認したいと思つておつります。

○照屋大河委員 一定の傾向を見るために、さまざまな測定局があつますよね。騒音を測定する局があつたり、その実態などは把握されてつると思つ。しかし、先ほど言つたように、滑走路改修工事を理由に、これまでなかつたようなところに騒音が発生してつるんだという一生活をしてつて実感としての住民の声が出てくつると思つます。それにはこたえて、問いつ合わせをする、あつるいは新たに測定局を設置して計測をする。これは、今爆音訴訟などが行つてつるますが、

騒音コンターのラインというものがあろうよ、本会議でも議論された。この範囲が、こちらもこういう状態であれば一例えばそこは現実として入っていないのだが、実際滑走路の改修工事の影響と思われるため、被害が広がってきているという実態があるわけですよ、周辺地域には。そういうときには、米軍への照会、あるいは地域での対策というのですか、測定局を設けて、あるいは移動するものもあるのかなー移動して測定する機器の貸し出しとか、そういうことも含めて細かく地域の声に対応できる体制を整えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、一定の体制でやっているわけですが、しかし、委員がおっしゃるように、運用が変わってきて騒音の発生傾向が変わるということがあるのであれば、これはきめ細かく県としても把握に努めたいということでございます。また、騒音コンターにつきましては、これは渉外関係主要都道県知事連絡協議会でも連携しておりまして、普天間飛行場を含めて見直すようにと、さらに第一種区域ー住宅防音工事助成対象区域ですか、75W E C P N Lから70W E C P N Lに改めてくれという要請はずっとやっておりまして、そのためにもしっかり状況を把握したいと考えております。

○照屋大河委員 嘉手納飛行場周辺地域は、先ほどの陳情にもありました外来機の飛来ー訓練移転などがあっても実態は変わらないという地域住民の実感もありますし、改修工事が定期的に進められていって、将来への見通しー今後固定化するというような不安もずっと抱えるわけですよ、嘉手納飛行場周辺地域においては。この極東最大と言われる嘉手納飛行場について、そういう意味では、普天間飛行場の危険性もありますが、しっかり地域の実情にこたえて、対応する体制を整えていただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 普天間飛行場が世界一危険な飛行場であるという認識は、当然のことながら、我々もずっと言い続けているんですね。司法の立場からも、そういったことを言っているというのですが、実際に皆さんが政府あるいは防衛省、そして米軍等と接触をして、抗議等いろいろな対応策をとった中で、彼らは本当に、普天間飛行場を世界一危険であると認識していると感じますか。

○又吉進知事公室長　なかなかお答えは難しいのですが、先ほど申し上げましたように、時の国防長官がそういうことを言った、あるいは何度も日本の内閣総理大臣もそういう認識を示しているわけでございまして、これは政府、自治体、米側を問わず、共通の認識であると考えております。

○桑江朝千夫委員　米国の政府高官も沖縄県に来て、実際に見て世界一危険だという認識がある中で、こういうことが行われるということは恐ろしいことだと思います。それで、新聞報道を見て、この政府の考えというか、政府の答弁－日本共産党の方が質問しているもので、政府は周辺住民への影響を最小限にするよう働きかけているという答弁なのですが、つまり世界一危険な飛行場だと認識していながら、こういったことはまかりならないとは言わない政府なんですね。基地の運用－この米軍機の運用に関しては関知できないといっても、世界一危険であるという認識を持った政府が、周辺住民への影響は最小限にするように働きかけると、あるところ認めざるを得ないと言っているように聞こえるんですけれども、どうですか、政府答弁というものは。

○又吉進知事公室長　政府は政府の立場があろうかと思いますが、しかし最優先にすべきはやはり危険性の除去でありまして、それを念頭に置いて、負担の軽減といったものを最優先で図るべきであろうというのが県の考えです。

○桑江朝千夫委員　そう遠くない昔にヘリコプターも墜落したし、本当に危険な騒音をまき散らすだけではない危険な－あのF15からすると少し小さいのではないかと思われるような普天間飛行場で訓練や着陸等をするということに対し、こういった政府のようなどこかしようがないではなくて、この際、米政府、米軍に対してはもちろんのことですが、政府自身に沖縄県が中止を一国と国とのレベルの問題について中止すべきだといった行動、要請等をすべきではないかと思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長　これまでも、普天間飛行場の危険性の除去、これは最優先の課題であるということを申し上げて、それは内閣総理大臣にも直接申し上げましたし、知事が訪米して申し上げたところでございます。しかしながら、現状としては、これは極めて遺憾な状況にあるという認識のもとに、改めてさらに日米両政府に求めていきたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 嘉手納飛行場の滑走路改修工事は、1年半かかる見込みとあるのですが、こういうものが繰り返されて、恒常化しないような対策はやっていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 今、日米地位協定第15条の問題が出てきているし、それから日米地位協定第3条第3項がありますね。こういうときに、日米地位協定は何の役にも立たないのですか。公共の云々と書いてあるけれども、これはとてもではないけれども123デシベルでは住民生活はできないですよ。そういうことをやりながら、日米地位協定第3条第3項の中で、公共の安全に妥当な配慮を払うべきであるとして書いてあるから、配慮もしなくてそういう訓練ができるということはどういうことだろうか。

○又吉進知事公室長 やはり県の立場からすれば、住民の生活、生命の安全が最優先されるべきでありまして、そういう意味では、日米地位協定の規定というものは、県民の生活にそぐわないとってよろしいかと思えます。

○吉田勝廣委員 要するに、そういう条項があったとしても、別に役に立たないということになるのかな。

○又吉進知事公室長 そういう趣旨に沿ったものになっていないということは言えるかと思えます。

○吉田勝廣委員 趣旨に沿っていないということであるならば、その条項が生かされるべきだと我々は思うけれども、米軍はちっともそうは思っていない。そして、米軍は自分の都合で住民に開放している駐車場を勝手に閉鎖したり、それからさっき言ったゴルフ場にも人を入れたりしてやっているわけだよね。そうすると、我々はどういう形で日米地位協定であるとか、どこに基づいて米軍の横暴をとめることができるのか。文化環境部に聞きたいのですが、これだけの環境破壊をしているのに、米軍に対し国内法では何らかの措置ができないのかどうか。例えば、民間空港は小松飛行場にしろ大阪空港にしろ、いろいろな爆音訴訟がありましたね。爆音訴訟で民間の場合はかなり厳しい制限が加えられた。だけれど、米軍基地については、賠償金はやるけれども差し止めはな

かなかできないと、それが今の法体系。そうすると、例えば民間空港だったら、差し止めなどそういうことが可能かどうか。もし民間の飛行機が爆音をまき散らすといったことをやった場合は、どういう条項でもってそういうことをやってはだめだよと皆さんは言えますか。

○金城康政環境企画統括監 民間空港と米軍の空港とは違いまして、民間の場合ですと、いろいろ訴訟等が起こって、裁判所により制限が加えられるというものが実際上あるのですけれども、米軍基地に対しては、実際に国内法が適用されない部分もあるかと思えますけれども、そのようにできないという状況にあります。

○吉田勝廣委員 私が言いたいのは、民間空港はちゃんとルートを決めて通るように一何月何日にどこどこを飛びますと、申請主義よね。今の米軍は、低空で飛んできて、滑走路の上をそのまま通過するというーこれはローアプローチと表現しているけれど、そういう訓練やタッチアンドゴーもするわけですよ、基本的には。そうすると、株式会社日本航空が、例えば下地島空港を使ってタッチアンドゴーの訓練をしますよね。僕が言っているのは、国内法でも適用することができるとしたらー今適用できないと言っているので僕もよくわかる、もしこれが民間の飛行場であったときには、そういうことをもし行くとすれば、申請をしてこういう訓練をしたい、いやここは住民地域だからそういう飛行はだめですよということが言える法律はありますかということを知っている。

○又吉進知事公室長 今の飛行高度等の問題につきましては、これは民間空港であれば航空法第81条、航空法施行規則第174条で障害物の上端から300メートルとか決められている。しかしながら、航空法の特例で、米軍機に関しては適用されないという状況がございます。したがいまして、基本はやはり国内法であると考えます。しかしながら、司法判断が出ている中で、それを規制することは今、現実に困難な状況であるという認識でございます。

○吉田勝廣委員 だから日米地位協定とかいろいろなものを変えて、そういうものを制限しようと、そういうことが我々の主張なんです、基本的には。もう一つは、知事公室長は、普天間飛行場は世界一危険であると、米国もそう認識しているのではないかと、そういう言い方をしていたけれども、しかし、いわゆる危険への接近という形で、裁判所で争っているわけよね。つまり、普天間飛行場はもともとは、そこに住民は生活していなかったんだよ。要するに、

この普天間飛行場ができたときに、住民がその付近に集まって住居を構えたんですよと、危険への接近という理論を展開しているわけですよ。そうすると、この危険性を招いたのは一般住民ですよと、今の理論は危険への接近といってそういう理論ですよ。したがって、基本的にはアメリカは安全だから演習はするし訓練はしますよと。滑走路がどうのこうのというよりは、自分たちは安全をもとにして訓練をしていますよというのがアメリカの—我々の経験からすると、従来一環したアメリカの姿勢であるし、説明ですよ。だから、アメリカは恐らく世界一危険だという認識は—それは国防長官はそう言ったかもしれないけれど、一般の兵隊、パイロットたちは、そう思っていないのではないかと僕は思っているけれど、どうですか。

○又吉進知事公室長　まず政府は、世界一危険な飛行場であるという認識のもとに現在、普天間飛行場の移設について取り組んでいると、これは基本的にそのとおりだとは思いますが。ただ、運用において、今委員が御指摘になったように、非常に住民に負担を与えるような運用が続いているということについては、これはやはりそういう考え方が徹底していない部分もあるかとは思いますが。

○吉田勝廣委員　橋本元内閣総理大臣、モンデール元駐日米国大使のころは、普天間飛行場は世界一危険であるという話は、まだそこまではないと思うんです、危険な飛行場であるという認識はあったが。しかし、嘉手納町民からすると、いやいや、世界一という言葉を使うと、ちょっとまたいろいろあるのではないかと、我々も世界一ではないかと、それはいろいろあるんですよ。だからこれは置いておいて、危険への接近というときは、要するにこの危険を招いたのは皆さんですよという言い方をしているわけ。皆さんが飛行場に近づいてきたのではないかと。そうすると、この間、僕らが要請に行ったときにも写真を見せたよね、米軍の大佐は。だからそういう認識からすると、恐らく僕は、それは見解が違うかもしれないが、第一線の兵隊はそういう認識はないだろうと思う。それからもう一つは、嘉手納飛行場統合案のときに我々は議論しましたよね。その反対理由は、海兵隊と空軍は一緒には相入れない、もし仮に嘉手納飛行場にヘリコプター部隊を移設すると、ヘリコプターは垂直にいろいろ移動するので、横に飛ぶ戦闘機と一緒にすると危険性が増しますよという形で、嘉手納飛行場統合案を米軍は認めなかったわけだ。ある意味では、統合案はだめだよと。それはいろいろあるかもしれないけれど、今度、こういう形でいわゆる横に飛ぶ、非常にスピードの速い飛行機と垂直を中心としたヘリコプターと一緒に訓練をすること自体、これも大きな危険性が伴うと。いつ事

件・事故が発生するかもしれない、危険度が増してきたと。米軍も自分たちの主張してきたものを、今度は逆に、自分たちの都合のいいように普天間飛行場で訓練しているわけです。僕は、そういう意味からすると、もうちょっと沖縄県も声を大にしてやはり言うべきではないのかなと。いろいろな行動を起こしてやるべきではないのかなと。そうしないと、また何かあったときに大変な状況が生まれるのではないかなと。自分の主張を、今度は裏返しているわけだから。

○又吉進知事公室長 補足しますと、世界一危険な飛行場というのは、実はラムズフェルド元米国防長官が言ったことになってはいますが、これは報道の限りなんですね。ただ、そういう認識で危険性の除去、日米両政府は取り組んできたものと考えておりますし、繰り返しになりますけれども、普天間飛行場の危険性の除去は、これは最大の課題であるという形で取り組まれるべきでありますし、県も強く主張してまいるといふことでございます。

○吉田勝廣委員 もう一つですよ、空軍でもいいですね。世界に展開する米軍が、例えば、韓国の釜山でもいいしどこの飛行場でもいいのですが、滑走路を今のように修理するから沖縄県で訓練をさせてくれと、あるいはまた逆に、今みたいに嘉手納飛行場の滑走路を改修するから、韓国の飛行場で訓練させてくれないかと、あるいはまたグアムへ行って訓練させてくれないかなと、そういうことは可能だと思いますか。

○又吉進知事公室長 米軍の運用上、そういうことは禁じられていないとは思いますが、しかし県としては、それによって県民に負担が増加することはあってはならないと考えます。

○吉田勝廣委員 逆のとき、例えば嘉手納飛行場で行っているものを、要するに韓国やグアムへ行って訓練してくれないかなと、いろいろな方法論はあると思うのよね。ただ、今僕たちが一番懸念するのは、要するに米軍というものは世界的レベルで訓練しているので、嘉手納飛行場は世界でも自由に使える基地になるわけです、基本的には、運用で外来機が来てみんな訓練するわけだから。そういう意味で、それを逆手にとって、今度は自分たちの嘉手納飛行場で滑走路を改修するから—普天間飛行場は世界一危険なんだから、皆さんはやはりグアムへ行って訓練すべきではないかということ、逆に言える立場にもあるのではないかなと。それは、1年半もそこでやられたのでは大変なことにな

りますよ。そういうことが世界的レベルでできるわけだから、そこは米軍にきちんと要請することによって、そういう訓練はできるのではないかと。韓国には申しわけないけれど、韓国の在韓米軍基地の運用とは違いはあるかもしれないけれど、そういう訓練の可能性はあると僕は認識はしていますけれど。

○又吉進知事公室長 委員の見識といたしますか、そういったものを拝聴したわけですが、県においては今のところ、そういった情報は把握していない状況でございまして、現在、承知をしていないということでございます。極力というのですか、そういう負担を与える訓練は行うべきではない、その1つの方策として、他国への訓練移転があるのであれば、これは追求すべきであろうと考えます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 嘉手納飛行場の滑走路の改修工事のために、普天間飛行場を使わせてくれと言っている。この改修工事については、承知していますか。必要性とか1年6カ月くらいかかるというようなことは確認されていますか。

○又吉進知事公室長 詳細な内容については、承知しておりません。

○具志孝助委員 これは大事なことだと思います。なるべく早目に完結すれば期間を短縮することができると思いますので、どういう改修工事—そこに着陸したらパンクしたとか、やはり相当傷んでいる状況であるのか、そうであるとするれば、なおさらまた安全性の確保ということで問題があるわけですからね。当然、それは必要悪として認めなくてはいけないけれども、それ以上に危険であると言われている普天間飛行場を代替使用するというようなことは、我々にとってはもう目も当てられないというようなことで問題になっているわけですから、この工事の内容について、必要性について、より短期間で終われないかどうか、こういうようなことの検証というか、例えば今やっている工事をもっと早く終わらすために、もっと機動的に工事ができないかどうかとか、これをやる必要があるのではないかと思っているのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 この事態はやはり尋常ではないということであれば、これは委員がおっしゃるように、その経緯についてを詳しく説明を求めたいと考

えております。

○具志孝助委員 当然、この工事は民間の業者が受注しているわけですね。これはわかっているのですか。

○又吉進知事公室長 具体的な受注の形というものは、承知しておりません。

○具志孝助委員 私は、この工事の内容についてどれくらいの期間を要するかなどについては、工事関係者にやはりこれだけの影響が出るわけですから、確認作業をする必要があると思うのですが、それはどうですか。やる意思はありませんか。

○又吉進知事公室長 この工事自体が米軍発注だと思われませんが、あるいは沖縄防衛局発注なのかその辺がはっきりしないんですけれども、そういうものが確認できるのであれば、情報は収集したいと考えております。

○具志孝助委員 18カ月というわけですが、そう言わないで突貫工事をして、これが半分で済むというものだったら、その分だけ軽減されるわけですから、ぜひこれも検討してもらいたいと思います。それから、緊急時に使わせてもらうと、緊急時でもだめだというようなことは、これは人道的にも言えないと思うんですよね。緊急時とはどういうことなのか。実際にダイバートするときに、緊急時であったかどうか、これをどう検証するのかということも私は大事だと思っているのですが、この辺はどうするつもりですか。

○又吉進知事公室長 米軍から説明があるのは、おっしゃるように緊急時ということなんですが、やはり緊急時についても、これは具体的に説明があってしかるべきだと考えておまして、人命にかかわるようなことがあれば、これは対応せざるを得ないことだろうとは思いますが、そこについても、しっかり想定される緊急事態についても説明をすべきであろうと考えております。

○具志孝助委員 嘉手納飛行場については、我々は認めるという意味ではないんですが、嘉手納飛行場以上に普天間飛行場は条件が悪いと。だからこういうことであって、しかもこれも緊急時の場合にはやむを得ないということであれば、緊急時であったかどうかというようなことについてもきちっと報告を求めると、こういうことをやるべきではないかなと思います。そうすると、10月一

きのう、きょうですが、工事は着工したんですよね。そして、代替使用が始まったんですよね。これまで何回、ダイバートというものが実施されたのですか。

○又吉進知事公室長 10月4日からこの工事が行われていると聞いておりますけれども、今のところダイバートに至る事態は生じていないと聞いております。

○具志孝助委員 私は、工事を可能な限り短縮して行くと、これはやはり我々の側からも努力する必要がある、きちっと確かめる必要があると思っております。それから、緊急時については使用させてもらいたいということであれば、これは断れないと思うんですね。例えば、人命にかかわるようなことであればですよ。飛んだ飛行機がもうおりることもまかりならないという場合、果たしてそれが本当にそうであったかどうかというようなことについて、どう検証するか。これを事前に米軍側ときちっと詰めておく必要があるのではないかと、このように思いますので、ぜひそうあってほしい。緊急時の要件というか、どういうときに緊急時とするのか、こういうこともしっかりと詰めることは大事ではないかなと。このことが負担の軽減につながると思いますので、ぜひそのような努力をやっていただきたいということで終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情33件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場等へのダイバートについて、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う普天間飛行場及び那覇空港等へのダイバートに関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、2012年以降に予定されているオスプレイの配備について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することについて協議を行ったが、今定例会では提出しないことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子